

会議等報告書

1 会議等名	糸島市地域公共交通会議（第16回）
2 開催日時	平成28年6月27日（月） 15時00分 ~ 16時00分
3 開催場所	糸島市役所 本館3階 庁議室
4 出席者	別紙のとおり
5 協議事項	<p>（1）糸島市コミュニティバス等利用・収支状況について（報告）</p> <p>事務局より、平成27・28年度コミュニティバス、路線バスの利用者数、収支状況等を報告。（別紙資料P3～P8参照）</p> <p>・利用者数の増加に伴い、市負担額も減少しているのか。また、市街地循環線の赤字額が大きいがどのような状況か。（委員）</p> <p>利用者数の増加と燃料費単価の減に伴い、市負担は前年度に比べ約400万円減少している。市街地循環線については利用者数が伸び悩んでおり、現在の2台体制から1台体制へ変更することも視野に入れ見直しを検討していきたい。（事務局）</p> <p>・利用者が少ないと減便するとの説明があったが、利用者数が何人以下になったら減便するなどの基準はあるのか。（委員）</p> <p>現在のところ、減便の基準は持ち合わせていない。今年度「地域公共交通網形成計画」を策定することとしており、その中で基準についても検討していきたい。（事務局）</p> <p>（質疑なし。原案どおり承認）</p> <p>（2）川原線の路線変更及びダイヤ改正について</p> <p>事務局より怡土小学校に通学する児童の利便性向上のための路線変更及びダイヤ改正について説明。</p> <p>・今回の改正について教育委員会との調整はしているのか。（会長）</p> <p>学校教育課と調整済みである。（事務局）</p> <p>・実施時期を10月とした理由は何か。（会長）</p> <p>国庫補助の年度初めである10月からの実施と考えている。また、車内アナウンスの音声合成などの準備の都合もあり10月からの実施としたい。</p> <p>（原案どおり承認）</p> <p>（3）地域公共交通網形成計画について</p> <p>（4）糸島市地域公共交通会議設置規程の改正について</p> <p>一括提案</p> <p>事務局より、今年度「糸島市地域公共交通網形成計画」を策定すること及び計画策定を審議する機関として「糸島市地域公共交通会議」を位置づけるための規程の改正について提案。</p>

5 協議事項

- ・コミュニティバス協議会の位置付けはどうか。(委員)
コミュニティバス協議会の内容を公共交通会議に引き継ぐことになる。
- ・調査内容や調査対象は、この会議で決定するのか。(委員)
調査内容の案を事務局で作成し、会議で委員の承認をいただいて実施することとなる。
(事務局)
- ・プロポーザル審査会の審査員は誰が務めるのか。(委員)
糸島市から企画部長、地域振興課長、地域振興課長補佐の3名、本会議の副会長である
柚木区長会長、学識経験者である九州大学大枝准教授の計5名を考えている。(事務局)
(質疑なし。原案どおり承認)

(5) 地域公共交通確保維持改善事業について

1)平成28年度の国庫補助額について(報告)

事務局より平成28年度の国庫補助内定額18,276千円(運行費補助12,829千円、減価償却補助5,447千円)である旨報告。

(質疑なし)

2)平成29年度地域内フィーダー系統確保維持計画について

事務局よりネットワーク計画、及び国庫補助申請額について説明

- ・目標設定に当たっては、利用者の増加を見込み、全路線において前年度収支率の3%増を目標としている。
- ・赤字見込みはの2分の1が国庫補助となるが、糸島市は国庫補助上限額が7,660千円であるため、申請額は7,660千円となる。
- ・昨年度の計画からの変更点について説明いただきたい。(会長)
収支率の目標以外は特に変更点はない。(事務局)
- ・国の補助額自体は今後も減少するのか。(委員)
国庫補助上限額については、計算式が変わったことにより変更となった。形成計画を作った自治体、再編実施計画を作った自治体に対して上限額を優遇するような計算式となった。平成29年度の補助上限額については、29年度中に形成計画を策定すれば上限額の算定式が変更となる可能性がある。(河津氏)

(原案どおり承認)

(6) その他

- ・今回の川原線のダイヤ改正について、折り返し時間が3分と非常に短い。ダイヤ改正の際には折り返し時間も考慮していただきたい。(乗務員代表)
- ・今年度5回会議を開催することのことだが、会議日程については早めに決めていただきたい。できればこの場で調整して決めていただきたい。(委員)
調整の結果、8月19日(金)15時からの開催となった。

6 決定事項	<ul style="list-style-type: none">・川原線の路線変更及びダイヤ改正について承認・地域公共交通網形成計画について承認・糸島市地域公共交通会議設置規程の改正について承認・地域公共交通確保維持改善事業について承認・次回の会議開催は、平成28年8月19日(金)15時から。会場は後日連絡。
7 懸案事項	特になし。

糸島市地域公共交通会議【第16回】

平成28年6月27日(月) 15時～
糸島市役所 本館3階 庁議室

委員出欠 別紙「委員名簿」(P2)参照

1 会長あいさつ

2 経過報告

3 協議

(1) 糸島市コミュニティバス等利用・収支状況について(報告) (P3～8)
別紙資料参照 【事務局説明】

(2) 川原線の路線変更及びダイヤ改正について(P9～11)
別紙資料参照 【事務局説明】

(3) 地域公共交通網形成計画について(P12)
別紙資料参照 【事務局説明】

(4) 糸島市地域公共交通会議設置規程の改正について(P13～14)
別紙資料参照 【事務局説明】

(5) 地域公共交通確保維持改善事業について 【事務局説明】

1) 平成28年度の国庫補助金額について(報告)

年度	国庫補助金	備考
H28年度	18,276千円	対象期間：H27.10.1～H28.9.30 (運行費補助12,829千円、減価償却費補助5,447千円) 内定額

2) 平成29年度地域内フィーダー系統確保維持計画について(P15～P36)
別紙資料参照 【事務局説明】

(6) その他

次回会議： 月 日() : ~
(予定協議案件)

糸島市地域公共交通会議委員名簿(敬称略)

平成28年6月27日開催

	氏名	所属・役職	規程 第3条	出欠、代理出席
会長	馬場 貢	糸島市 企画部長	糸島市長又はその指名する者	
副会長	柚木 利道	糸島市行政区長会 会長	市民代表	
委員	小島 裕之	昭和自動車株式会社 自動車事業本部 課長	一般乗合旅客自動車運 送事業者	
委員	森田 秀規	昭和自動車株式会社 タクシー事業部 福岡西部事業所 次長	一般旅客自動車運送事 業者	
委員	小山 登	一般社団法人福岡市タクシー協会 常務理事	旅客自動車運送事業者 の団体	
委員	友池 隆	糸島市シニアクラブ連合会 会長	市民代表	
委員	西 正博	九州運輸局 福岡運輸支局長	九州運輸局長又はその 指名する者	代理出席 河津 隆幸 (首席運輸企画専門官)
委員	池川 寿美	昭和自動車株式会社 バス乗務員代表	一般旅客自動車運送事業 者の事業用自動車の運 転者が組織する団体	
委員	大枝 良直	九州大学大学院 工学研究院 環境都市部門 准教授	その他市長が必要と認め る者	
委員	堺 裕之	福岡県 企画・地域振興部 交通政策課 交通総務係長	〃	代理出席 渡邊 俊介
委員	中村 智	福岡県警察本部 糸島警察署 交通課長	〃	
委員	林田 雄二	福岡国道事務所 福岡西維持出張所長	〃	
委員	酒井 一郎	福岡県福岡県土整備事務所 前原支所 庶務課長	〃	
委員	友池 光洋	糸島市 建設都市部 建設課長	〃	代理出席 佐藤 暢明(建設課長補佐)

<任期> 平成28年2月12日～平成30年2月11日

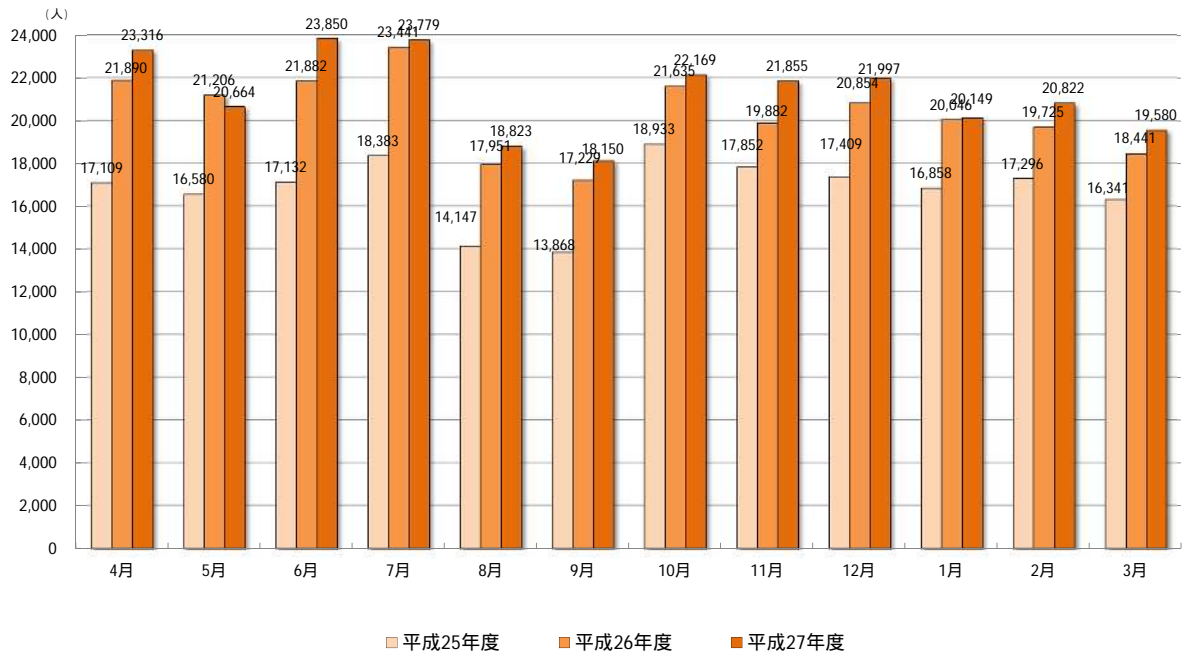
<オブザーバー>

中園 裕蔵	福岡運輸支局	首席運輸企画専門官(輸送担当)

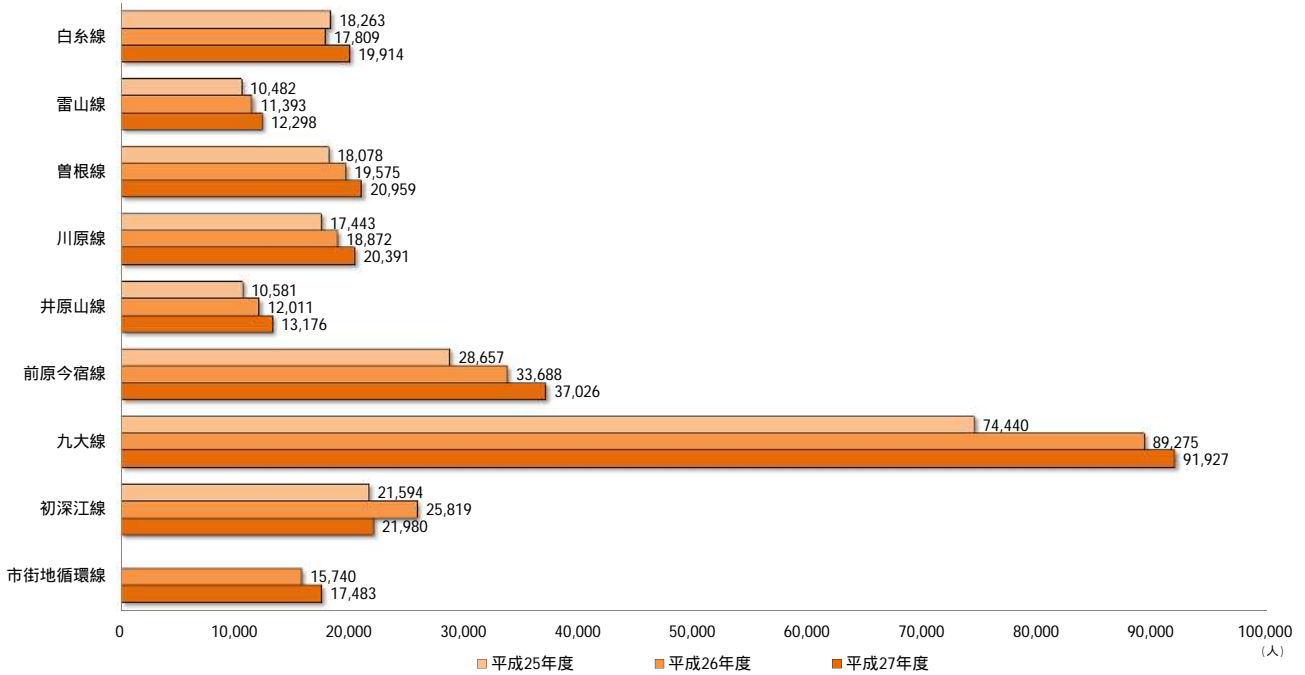
<事務局>

阿部 聡寛	糸島市 企画部 地域振興課長
岡崎 正幸	糸島市 企画部 地域振興課 課長補佐兼公共交通係長
木村 直人	糸島市 企画部 地域振興課 公共交通係 主査

平成27年度糸島市コミュニティバス乗客数(3年間比較)

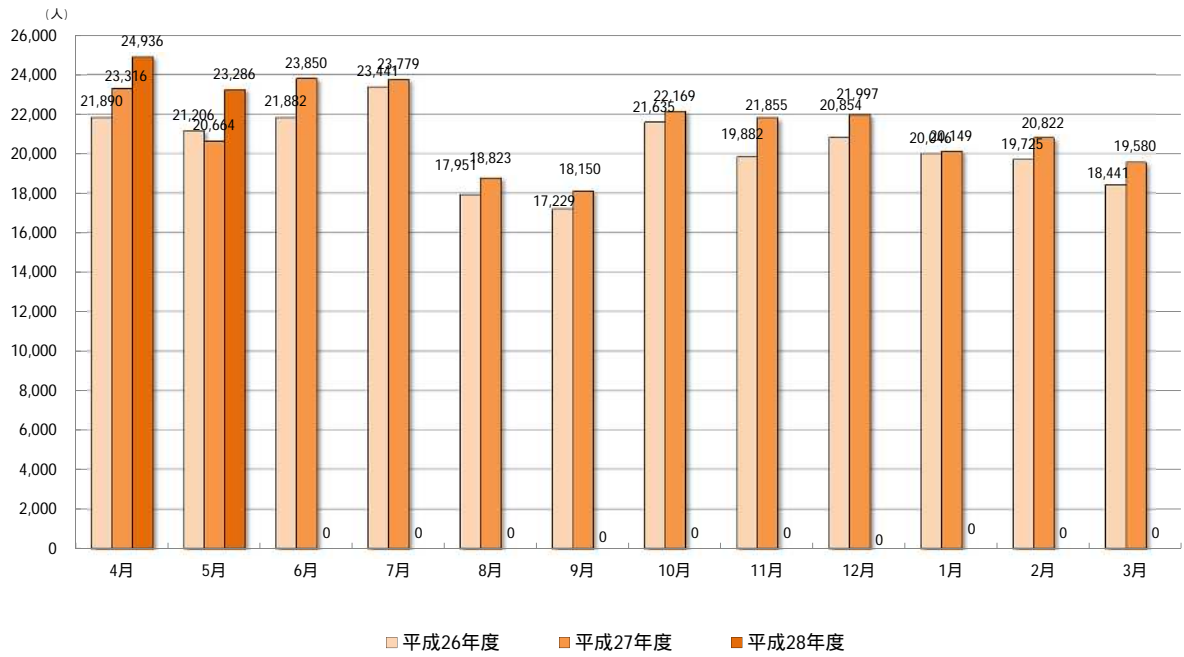


路線別乗客数(3年間同月累計)比較

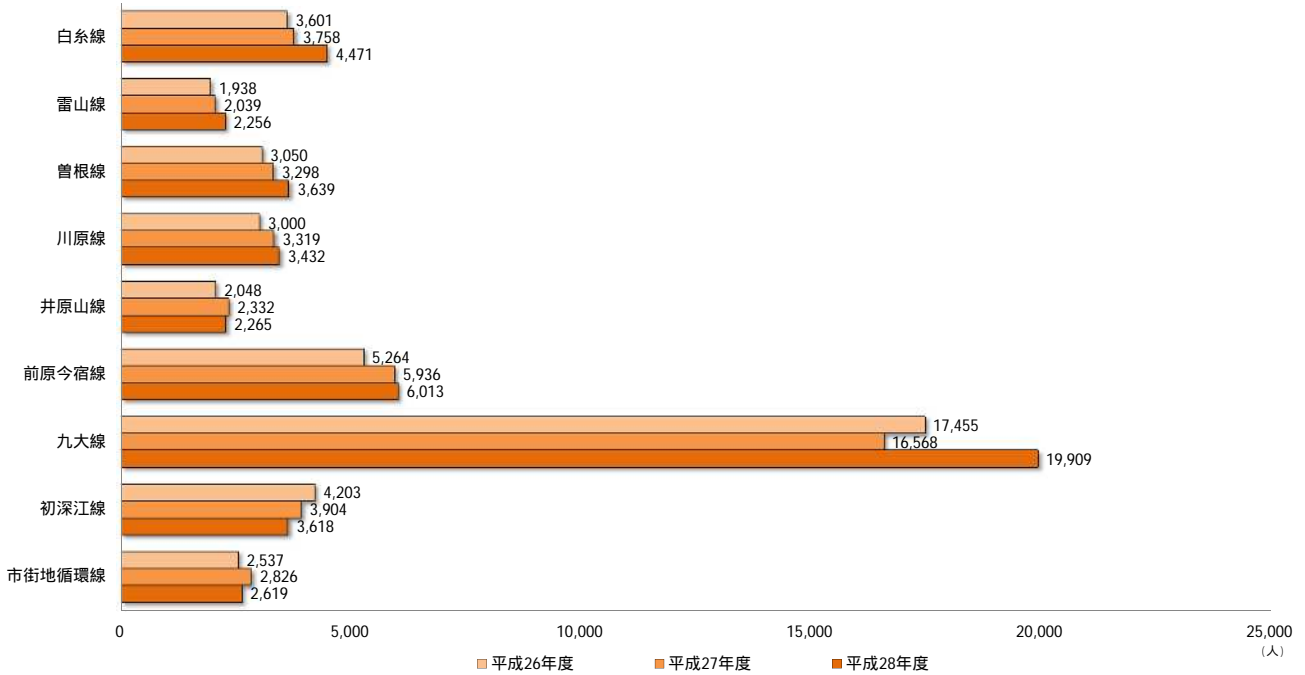


乗客数	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
平成27年度	23,316	20,664	23,850	23,779	18,823	18,150	22,169	21,855	21,997	20,149	20,822	19,580	255,154
平成26年度	21,890	21,206	21,882	23,441	17,951	17,229	21,635	19,882	20,854	20,046	19,725	18,441	244,182
平成25年度	17,109	16,580	17,132	18,383	14,147	13,868	18,933	17,852	17,409	16,858	17,296	16,341	201,908
増減(H27-H26)	1,426	▲542	1,968	338	872	921	534	1,973	1,143	103	1,097	1,139	10,972
増減(H26-H25)	4,781	4,626	4,750	5,058	3,804	3,361	2,702	2,030	3,445	3,188	2,429	2,100	42,274

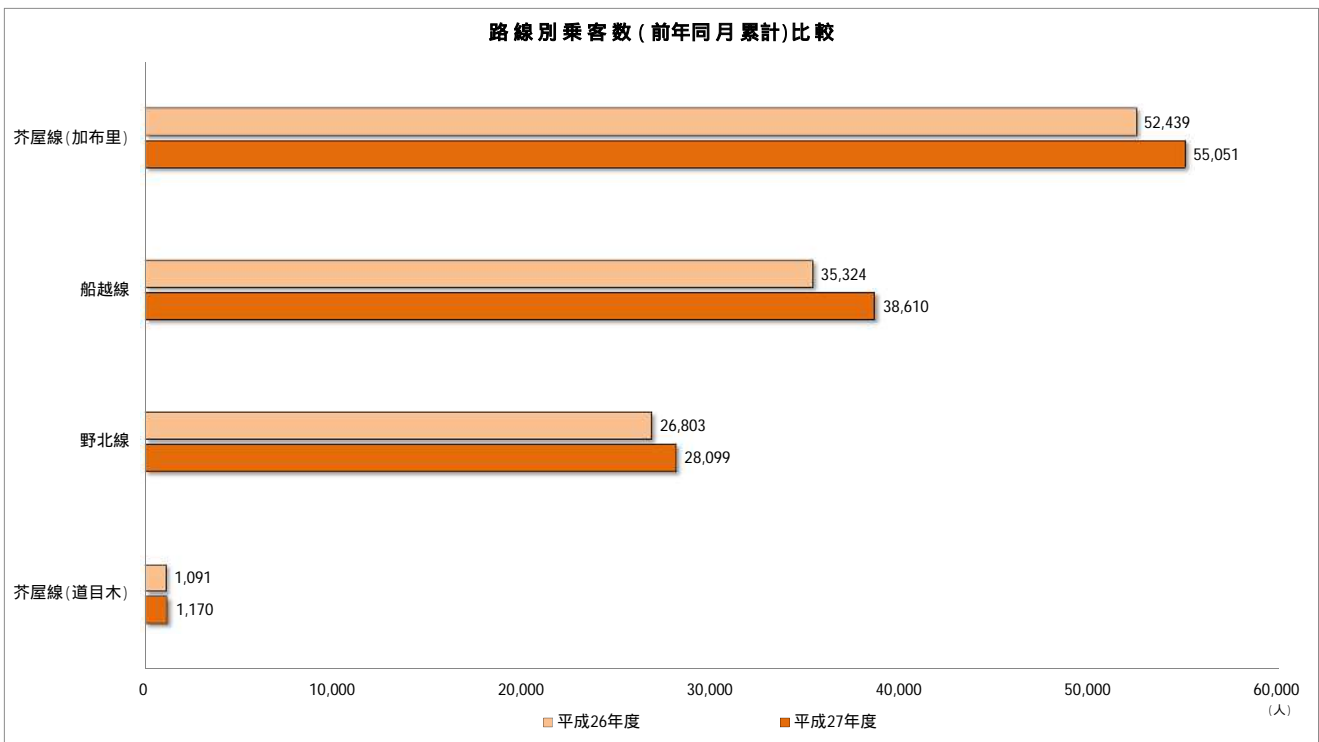
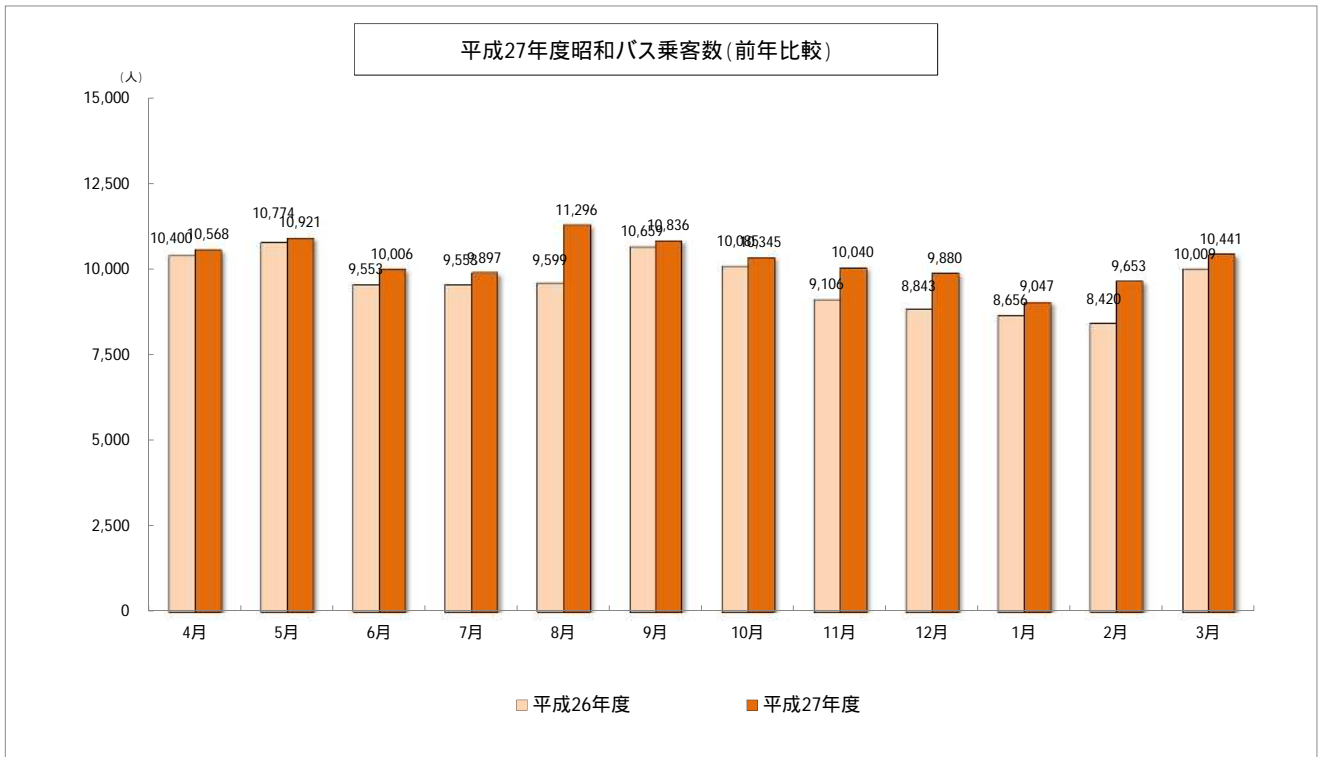
平成28年度糸島市コミュニティバス乗客数(3年間比較)



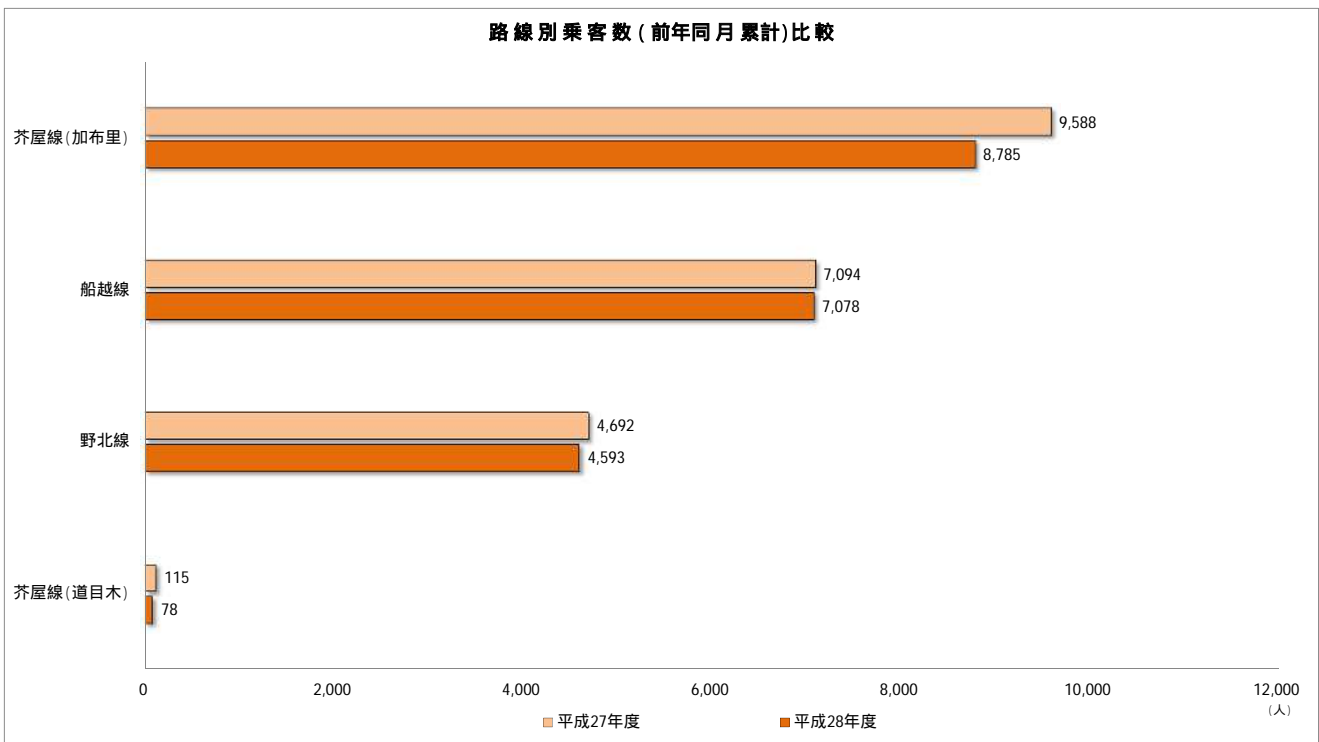
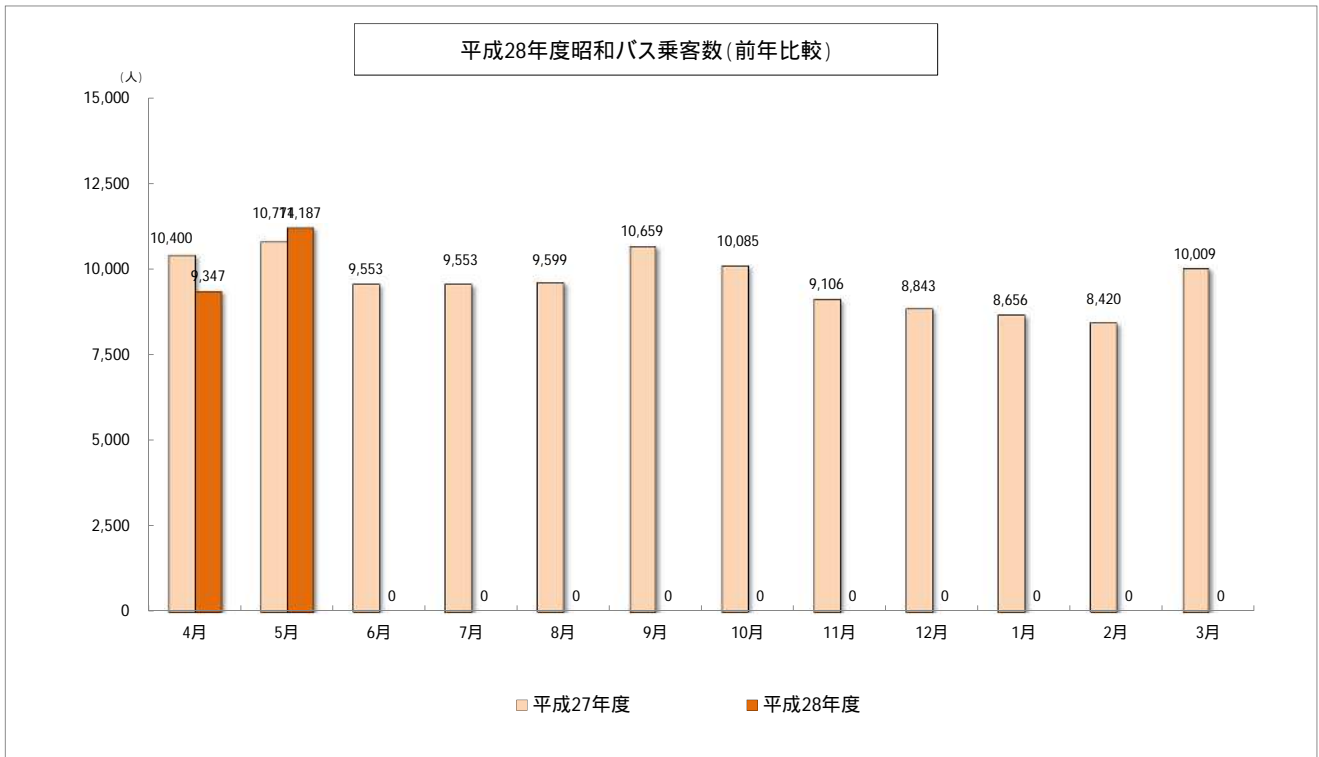
路線別乗客数(3年間同月累計)比較



乗客数	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
平成28年度	24,936	23,286											48,222
平成27年度	23,316	20,664	23,850	23,779	18,823	18,150	22,169	21,855	21,997	20,149	20,822	19,580	255,154
平成26年度	21,890	21,206	21,882	23,441	17,951	17,229	21,635	19,882	20,854	20,046	19,725	18,441	244,182
増減(H28-H27)	1,620	2,622											4,242
増減(H27-H26)	1,426	▲ 542	1,968	338	872	921	534	1,973	1,143	103	1,097	1,139	10,972



乗客数	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
平成27年度	10,568	10,921	10,006	9,897	11,296	10,836	10,345	10,040	9,880	9,047	9,653	10,441	122,930
平成26年度	10,400	10,774	9,553	9,553	9,599	10,659	10,085	9,106	8,843	8,656	8,420	10,009	115,657
増減(H27-H26)	168	147	453	344	1,697	177	260	934	1,037	391	1,233	432	7,273



乗客数	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
平成28年度	9,347	11,187											20,534
平成27年度	10,400	10,774	9,553	9,553	9,599	10,659	10,085	9,106	8,843	8,656	8,420	10,009	115,657
増減(H27-H26)	▲ 1,053	413											▲ 640

糸 島 市 生 活 交 通 路 線 資 料 (コ ミ ュ ニ テ ィ バ ス)

(平成27年度)

路 線 名 (H26.10.1 ~ H27.9.30)	運行距離	輸送人員 (10-9月)	経常収益	経常費用	国県補助額	損益	損益 / 人員 (一人当たり補助額)	損益 / km (距離当たり補助額)	1便平均 利用者数	1便平均 赤字額(円)
白 糸 線	62,692.1km	18,470	3,190,482	8,031,788	1,585,000	3,256,306	176.3	51.9	3.30	547
雷 山 線	66,425.5km	11,970	2,314,991	8,508,723	1,864,000	4,329,732	361.7	65.2	2.59	915
曾 根 線	50,016.5km	20,254	2,500,702	6,406,101	1,176,000	2,729,399	134.8	54.6	2.40	313
川 原 線	67,859.0km	19,593	3,495,859	8,693,625	1,565,000	3,632,766	185.4	53.5	3.73	680
井 原 山 線	66,466.7km	12,642	2,475,164	8,514,252	1,818,000	4,221,088	333.9	63.5	3.80	1,200
前 原 今 宿 線	103,212.0km	36,146	5,946,439	13,219,993	2,189,000	5,084,554	140.7	49.3	3.38	466
九 大 線	146,890.5km	88,307	14,703,541	18,812,961	805,000	3,304,420	37.4	22.5	5.26	190
初 深 江 線	55,103.0km	24,360	2,650,695	6,984,860	1,305,000	3,029,165	124.3	55.0	5.26	756
市 街 地 循 環 線	122,840.0km	17,177	3,654,041	15,736,519	3,508,000	8,574,478	499.2	69.8	5.00	1,038
合 計	741,505.3km	248,919	40,931,914	94,908,822	15,815,000	38,161,908	153.3	51.5	4.17	554

糸 島 市 生 活 交 通 路 線 資 料 (昭 和 バ ス)

(平成27年度)

路 線 名 (H26.10.1～H27.9.30)	運行距離	輸送人員	経常収益	経常費用	国県補助額	損益	損益/人員 (一人当たり補助額)	損益/km (距離当たり補助額)	1便平均 利用者数	1便平均 赤字額(円)
芥 屋 線	91,135.2km	52,385	12,784,081	22,951,488	6,581,500	3,585,907	68.5	39.3	7.30	500
芥屋線(道目木)	5,374.3km	1,205	158,797	1,353,463	0	1,194,666	991.4	222.3	2.52	2,499
船 越 線	72,975.6km	35,300	9,205,642	18,378,175	4,214,500	4,958,033	140.5	67.9	6.32	887
野 北 線	77,263.7km	27,069	8,012,046	19,458,090	5,382,500	6,063,544	224.0	78.5	4.96	1,110
合 計	246,748.8km	115,959	30,160,566	62,141,216	16,178,500	15,802,150	136.3	64.0	6.20	845
総 合 計 (コミバス+昭和バス)	988,254.1km	364,878	71,092,480	157,050,038	31,993,500	53,964,058	147.9	54.6	4.17	616

(2) 川原線の路線変更及びダイヤ改正について

【経緯】

怡土小学校王丸分校に通う児童が平成28年4月より怡土小学校本校に通学することとなった。それに伴い、児童の登下校時刻に合わせ時刻表の改正を行った。

しかし、怡土小学校の最寄りバス停は「高祖」バス停であり、小学校からバス停までは約1kmの距離があるため、バス利用がしづらい状況にある。

そこで、平日朝の登校時の便と夕方の下校時の便のみ怡土小学校近くの「伊都国歴史博物館」バス停を経由するルートに変更する。それに伴い時刻表についても改正する。

1. ダイヤの改正について

改正時刻表（別紙「川原線時刻表（改正案）」参照）

2. 実施時期

平成28年10月1日より改正する。



川原線 平日運行(改正案)

	4号車	4号車	4号車	4号車	4号車	4号車	4号車
前原駅北口		8:15	10:05	13:00	15:35	17:20	
糸島市役所前		8:16	10:06	13:01	15:36	17:21	
筒井町		8:17	10:07	13:02	15:37	17:22	
前原		8:19	10:09	13:04	15:39	17:24	
伊都文化会館前		8:21	10:11	13:06	15:41	17:26	
糸島農協前		8:22	10:12	13:07	15:42	17:27	
浦志		8:23	10:13	13:08	15:43	17:28	
潤		8:25	10:15	13:10	15:45	17:30	
産の宮		8:26	10:16	13:11	15:46	17:31	
波多江小学校前		8:27	10:17	13:12	15:47	17:32	
高田		8:29	10:19	13:14	15:49	17:34	
周船寺小学校前		8:31	10:21	13:16	15:51	17:36	
周船寺駅	7:07	8:33	10:23	13:18	15:53	17:38	18:30
農村センター前	7:08	8:34	10:24	13:19	15:54	17:39	18:31
千里	7:10	8:36	10:26	13:21	15:56	17:41	18:33
筑前高校入口	7:11	8:37	10:27	13:22	15:57	17:42	18:34
宇田川原	7:11	8:37	10:27	13:22	15:57	17:42	18:34
下高来寺	7:12	8:38	10:28	13:23	15:58	17:43	18:35
高来寺	7:12	8:38	10:28	13:23	15:58	17:43	18:35
染井	7:13	8:39	10:29	13:24	15:59	17:44	18:36
大門	7:14	8:40	10:30	13:25	16:00	17:45	18:37
高祖	7:15	8:41	10:31	13:26	16:01	17:46	18:38
伊都国歴史博物館					16:03		
高祖作出	7:16	8:42	10:32	13:27	16:05	17:47	18:39
末永	7:17	8:43	10:33	13:28	16:06	17:48	18:40
上末永	7:18	8:44	10:34	13:29	16:07	17:49	18:41
王丸	7:19	8:45	10:35	13:30	16:08	17:50	18:42
王丸上	7:19	8:45	10:35	13:30	16:08	17:50	18:42
王丸分校前	7:20	8:46	10:36	13:31	16:09	17:51	18:43
川原	7:20	8:46	10:36	13:31	16:09	17:51	18:43
雷山の森	7:23	8:49	10:39	13:34	16:12	17:54	18:46

	4号車	4号車	4号車	4号車	4号車	4号車	4号車
雷山の森	6:50	7:27	9:15	11:00	14:00	16:25	18:13
川原	6:53	7:30	9:18	11:03	14:03	16:28	18:16
王丸分校前	6:53	7:30	9:18	11:03	14:03	16:28	18:16
王丸上	6:54	7:31	9:19	11:04	14:04	16:29	18:17
王丸	6:54	7:31	9:19	11:04	14:04	16:29	18:17
上末永	6:55	7:32	9:20	11:05	14:05	16:30	18:18
末永	6:56	7:33	9:21	11:06	14:06	16:31	18:19
高祖作出	6:57	7:34	9:22	11:07	14:07	16:32	18:20
伊都国歴史博物館		7:36					
高祖	6:58	7:38	9:23	11:08	14:08	16:33	18:21
大門	6:59	7:39	9:24	11:09	14:09	16:34	18:22
染井	7:00	7:40	9:25	11:10	14:10	16:35	18:23
高来寺	7:01	7:41	9:26	11:11	14:11	16:36	18:24
下高来寺	7:01	7:41	9:26	11:11	14:11	16:36	18:24
宇田川原	7:02	7:42	9:27	11:12	14:12	16:37	18:25
筑前高校入口	7:02	7:42	9:27	11:12	14:12	16:37	18:25
千里	7:03	7:43	9:28	11:13	14:13	16:38	18:26
農村センター前	7:05	7:45	9:30	11:15	14:15	16:40	18:28
周船寺駅	7:06	7:46	9:31	11:16	14:16	16:41	18:29
周船寺小学校前		7:48	9:33	11:18	14:18	16:43	
高田		7:50	9:35	11:20	14:20	16:45	
波多江小学校前		7:52	9:37	11:22	14:22	16:47	
産の宮		7:53	9:38	11:23	14:23	16:48	
潤		7:54	9:39	11:24	14:24	16:49	
浦志		7:56	9:41	11:26	14:26	16:51	
糸島農協前		7:57	9:42	11:27	14:27	16:52	
伊都文化会館前		7:58	9:43	11:28	14:28	16:53	
前原		8:00	9:45	11:30	14:30	16:55	
筒井町		8:02	9:47	11:32	14:32	16:57	
糸島市役所前		8:03	9:48	11:33	14:33	16:58	
前原駅北口		8:04	9:49	11:34	14:34	16:59	

川原線 平日運行(現行)

	4号車	4号車	4号車	4号車	4号車	4号車	4号車	4号車
前原駅北口		8:15	10:05	13:00	15:35	17:20		
糸島市役所前		8:16	10:06	13:01	15:36	17:21		
筒井町		8:17	10:07	13:02	15:37	17:22		
前原		8:19	10:09	13:04	15:39	17:24		
伊都文化会館前		8:21	10:11	13:06	15:41	17:26		
糸島農協前		8:22	10:12	13:07	15:42	17:27		
浦志		8:23	10:13	13:08	15:43	17:28		
潤		8:25	10:15	13:10	15:45	17:30		
産の宮		8:26	10:16	13:11	15:46	17:31		
波多江小学校前		8:27	10:17	13:12	15:47	17:32		
高田		8:29	10:19	13:14	15:49	17:34		
周船寺小学校前		8:31	10:21	13:16	15:51	17:36		
周船寺駅	7:07	8:33	10:23	13:18	15:53	17:38	18:30	19:17
農村センター前	7:08	8:34	10:24	13:19	15:54	17:39	18:31	19:18
千里	7:10	8:36	10:26	13:21	15:56	17:41	18:33	19:20
筑前高校入口	7:11	8:37	10:27	13:22	15:57	17:42	18:34	19:21
宇田川原	7:11	8:37	10:27	13:22	15:57	17:42	18:34	19:21
下高来寺	7:12	8:38	10:28	13:23	15:58	17:43	18:35	19:22
高来寺	7:12	8:38	10:28	13:23	15:58	17:43	18:35	19:22
染井	7:13	8:39	10:29	13:24	15:59	17:44	18:36	19:23
大門	7:14	8:40	10:30	13:25	16:00	17:45	18:37	19:24
高祖	7:15	8:41	10:31	13:26	16:01	17:46	18:38	19:25
高祖作出	7:16	8:42	10:32	13:27	16:02	17:47	18:39	19:26
末永	7:17	8:43	10:33	13:28	16:03	17:48	18:40	19:27
上末永	7:18	8:44	10:34	13:29	16:04	17:49	18:41	19:28
王丸	7:19	8:45	10:35	13:30	16:05	17:50	18:42	19:29
王丸上	7:19	8:45	10:35	13:30	16:05	17:50	18:42	19:29
王丸分校前	7:20	8:46	10:36	13:31	16:06	17:51	18:43	19:30
川原	7:20	8:46	10:36	13:31	16:06	17:51	18:43	19:30
雷山の森	7:23	8:49	10:39	13:34	16:09	17:54	18:46	19:33

	4号車	4号車	4号車	4号車	4号車	4号車	4号車	4号車
雷山の森	6:50	7:30	9:15	11:00	14:00	16:25	18:13	19:00
川原	6:53	7:33	9:18	11:03	14:03	16:28	18:16	19:03
王丸分校前	6:53	7:33	9:18	11:03	14:03	16:28	18:16	19:03
王丸上	6:54	7:34	9:19	11:04	14:04	16:29	18:17	19:04
王丸	6:54	7:34	9:19	11:04	14:04	16:29	18:17	19:04
上末永	6:55	7:35	9:20	11:05	14:05	16:30	18:18	19:05
末永	6:56	7:36	9:21	11:06	14:06	16:31	18:19	19:06
高祖作出	6:57	7:37	9:22	11:07	14:07	16:32	18:20	19:07
高祖	6:58	7:38	9:23	11:08	14:08	16:33	18:21	19:08
大門	6:59	7:39	9:24	11:09	14:09	16:34	18:22	19:09
染井	7:00	7:40	9:25	11:10	14:10	16:35	18:23	19:10
高来寺	7:01	7:41	9:26	11:11	14:11	16:36	18:24	19:11
下高来寺	7:01	7:41	9:26	11:11	14:11	16:36	18:24	19:11
宇田川原	7:02	7:42	9:27	11:12	14:12	16:37	18:25	19:12
筑前高校入口	7:02	7:42	9:27	11:12	14:12	16:37	18:25	19:12
千里	7:03	7:43	9:28	11:13	14:13	16:38	18:26	19:13
農村センター前	7:05	7:45	9:30	11:15	14:15	16:40	18:28	19:15
周船寺駅	7:06	7:46	9:31	11:16	14:16	16:41	18:29	19:16
周船寺小学校前		7:48	9:33	11:18	14:18	16:43		
高田		7:50	9:35	11:20	14:20	16:45		
波多江小学校前		7:52	9:37	11:22	14:22	16:47		
産の宮		7:53	9:38	11:23	14:23	16:48		
潤		7:54	9:39	11:24	14:24	16:49		
浦志		7:56	9:41	11:26	14:26	16:51		
糸島農協前		7:57	9:42	11:27	14:27	16:52		
伊都文化会館前		7:58	9:43	11:28	14:28	16:53		
前原		8:00	9:45	11:30	14:30	16:55		
筒井町		8:02	9:47	11:32	14:32	16:57		
糸島市役所前		8:03	9:48	11:33	14:33	16:58		
前原駅北口		8:04	9:49	11:34	14:34	16:59		

(3) 地域公共交通網形成計画について

地域公共交通網形成計画とは

「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」に規定された法定計画であり、まちづくり計画や地域戦略と一体となった持続可能な公共交通網を形成することを目的に策定するもの。

計画策定にあたっての協議について

「糸島市地域公共交通会議」において協議を行う。

計画策定調査業務について

プロポーザル審査によりコンサルタント会社を選定し、計画策定のための調査業務を委託する。

スケジュールについて

8月中旬から調査業務に取りかかり、平成29年3月末までに計画を策定する。

計画策定にかかる予算について

360万円（ 予算については、全額国庫補助対象 ）

糸島市地域公共交通会議設置規程 新旧対照表

新	旧
<p style="text-align: center;">糸島市地域公共交通会議設置規程 平成22年 1月 1日 告示第14号</p> <p>(設置)</p> <p>第1条 道路運送法(昭和26年法律第183号)第9条第4項及び道路運送法施行規則(昭和26年運輸省令第75号)第9条第2項の規定に基づき、地域住民の生活に必要な旅客運送の確保その他旅客の利便増進を図るために必要な事項を協議するとともに、<u>地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成19年法律第59号)第6条第1項の規定に基づく地域公共交通網形成計画の作成及び実施に関する協議並びに地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱(平成23年3月30日国総計第97号、国鉄財第368号、国鉄業第102号、国自旅第240号、国海内第149号、国空環第103号)の規定に基づく生活交通確保維持改善計画の作成に関する協議及び実施に係る連絡調整を行うため、糸島市地域公共交通会議(以下「交通会議」という。)を設置する。</u></p> <p>(所掌事務)</p> <p>第2条 交通会議は、次に掲げる事項を所掌する。</p> <p>(1) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃、料金等に関すること。</p> <p>(2) 市営有償運送の必要性及び旅客から収受する対価に関すること。</p> <p>(3) 生活交通の在り方一般に関すること。</p> <p>(4) <u>地域公共交通網形成計画及び生活交通確保維持改善計画の策定及び変更に関すること</u></p> <p>(5) <u>地域公共交通網形成計画及び生活交通確保維持改善計画の実施に係る連絡調整に関すること。</u></p> <p>(6) <u>地域公共交通網形成計画及び生活交通確保維持改善計画に位置付けられた事業の実施に関すること。</u></p> <p>(47) その他市長が必要と認めること。</p>	<p style="text-align: center;">糸島市地域公共交通会議設置規程 平成22年 1月 1日 告示第14号</p> <p>(設置)</p> <p>第1条 道路運送法(昭和26年法律第183号)第9条第4項及び道路運送法施行規則(昭和26年運輸省令第75号)第9条第2項の規定に基づき、地域住民の生活に必要な旅客運送の確保その他旅客の利便増進を図るために必要な事項を協議するため、糸島市地域公共交通会議(以下「交通会議」という。)を設置する。</p> <p>(所掌事務)</p> <p>第2条 交通会議は、次に掲げる事項を所掌する。</p> <p>(1) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃、料金等に関すること。</p> <p>(2) 市営有償運送の必要性及び旅客から収受する対価に関すること。</p> <p>(3) 生活交通の在り方一般に関すること。</p> <p>(4) その他市長が必要と認めること。</p>

(組織)

第3条 交通会議は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命し、又は委嘱する。

(1) 市の職員

(2) 一般乗合旅客自動車運送事業者その他の一般旅客自動車運送事業者及びその組織する団体の代表者

(3) 市民代表

(4) 九州運輸局長又はその指名する者

(5) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体の代表者

(6) 市内に存する道路の道路管理者又はその指名する者

(7) 福岡県糸島警察署の代表者又はその指名する者

(8) 学識経験を有する者

(69) 市長が特に必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 交通会議に会長及び副会長それぞれ1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、交通会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 交通会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 交通会議は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 交通会議の議事は、出席者の過半数をもって決

(組織)

第3条 交通会議は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命し、又は委嘱する。

(1) 市の職員

(2) 一般乗合旅客自動車運送事業者その他の一般旅客自動車運送事業者及びその組織する団体の代表者

(3) 市民代表

(4) 九州運輸局長又はその指名する者

(5) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体の代表者

(6) 市長が特に必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 交通会議に会長及び副会長それぞれ1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、交通会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 交通会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 交通会議は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 交通会議の議事は、出席者の過半数をもって決

様式第 1 - 6 (日本工業規格 A 列 4 番)

28 系地第 530 号
平成 28 年 6 月 27 日

国土交通大臣 殿

福岡県糸島市前原西一丁目 1 番 1 号
糸島市長 月 形 祐 二

地域内フィーダー系統確保維持計画認定申請書

地域内フィーダー系統確保維持計画を別紙のとおり定めたので、関係書類を添えて申請します。

本申請書に、別添の記載すべき事項を全て記した地域内フィーダー系統確保維持計画を添付すること。

平成28年6月27日

（名称） 糸島市
（代表者名） 糸島市長 月形 祐二

生活交通ネットワーク計画の名称
「糸島市生活交通ネットワーク計画」
1．地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性
<p>本市の公共交通は、政令市である福岡市への幹線交通である鉄道を軸に、市域内を広範に路線バス、コミュニティバスの公共交通機関網が広がっている。</p> <p>そのうちの路線バスは、旧前原市と旧志摩町とを結ぶ唯一の公共交通機関であり、本市市街地旧志摩町及び福岡市とつなぐ重要な幹線系統バス路線としての役割を果たしている。</p> <p>コミュニティバスの10路線は、上記の鉄道及び路線バスに接続し、中心市街地と中山間地域等の郊外とを結ぶ支線（フィーダー路線）としての役割を担い、車を運転できない高齢者等を中心に、通勤・通学や通院、買物といった生活に必要な交通として機能している。</p> <p>加えて、フィーダー路線が鉄道及び路線バスに接続することにより、地域内はもとより地域間を結ぶ公共交通ネットワークが形成されている。</p> <p>近年、収支悪化による行政負担が増加し続けており、本市の財政を圧迫している状況であるが、フィーダー路線を廃止となれば生活を直撃し、市民生活そのものが営めない状況となることから、地域公共交通確保維持事業により、コミュニティバス10路線を確保・維持することで、住民の生活交通手段を存続させていくことが必要である。</p> <p>また、本市篠原地区から JR 鉄道駅までの生活交通を確保するとともに市街地の回遊性の向上を図るため、平成26年1月20日より「市街地循環線」を導入。同日より利用しやすいバスを目指し市内バス運賃を200円の定額制とした。</p>
2．地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果
（1）事業の目標
<p>糸島市コミュニティバス（地域内フィーダー系統路線）の路線別の収支率目標を下記のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 白糸線：37%以上 ・ 雷山線：30%以上 ・ 曾根線波多江経由：44%以上 ・ 曾根線有田経由：40%以上 ・ 井原山線：32%以上 ・ 川原線：43%以上 ・ 前原今宿線：48%以上 ・ 九大線波多江経由：89%以上 ・ 九大線泊・油比経由：70%以上 ・ 初深江線：41%以上 ・ 市街地循環線：26%以上

(2) 事業の効果	
<p>下記路線を維持することにより、それぞれの日常生活に必要な移動手段が確保される。九大線にあつては、学生・教職員の九州大学へのアクセス向上により、本市への学生等の定住化・人口増加の促進に寄与する。また、幹線・支線のネットワークが連携することで、効率的な運行体系が実現でき、さらには、外出促進・地域活性化にもつながる。</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 白系線：長系校区、雷山校区の一部、南風台の生活交通確保。 ・ 曾根線波多江経由：曾根地区の生活交通及び中心市街地間の移動手段確保。 ・ 井原山線：怡土校区の生活交通及び中心市街地間の移動手段確保。 ・ 前原今宿線：本市中心市街地と福岡市とを結ぶ生活交通確保。 ・ 九大線泊・油比経由：九州大学へのアクセス向上及び学生等の市内定住化促進。泊・油比地区の生活交通確保。 ・ 市街地循環線：篠原地区から駅までの生活交通を確保するとともに市街地の回遊性の向上を図る。 また、産業団地への通勤手段確保。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 雷山線：雷山校区、前原南校区の生活交通確保。 ・ 曾根線有田経由：曾根地区、雷山校区の一部、前原南校区の一部の生活交通確保。 ・ 川原線：怡土校区の生活交通及び中心市街地間の移動手段確保。 ・ 九大線波多江経由：九州大学へのアクセス向上及び学生等の市内定住化促進。 ・ 初深江線：旧二丈町、旧志摩町から本市市街地への生活交通確保。
3 . 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者	
地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表 1 」を添付	
4 . 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額	
<p>地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表 2 」を添付</p> <p>なお、糸島市から運行事業者への補助金額については、国庫補助金額を差し引いた差額分を負担することとしている。</p>	
5 . 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者の名称	
昭和自動車(株) (佐賀県唐津市千代田町 2 5 6 5 番地 5)	
6 . 補助を受けようとする手続きに係る利用状況等の継続的な測定方法	
<ul style="list-style-type: none"> ・ バス停ごと利用者数調査 ・ 利用者アンケート 	
7 . 別表 1 の補助事業の基準二に基づき、協議会が平日 1 日当たりの運行回数が 3 回以上で足りると認めた系統の概要【地域間幹線系統のみ】	
該当なし	
8 . 別表 1 の補助事業の基準八に基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」認めた市町村の一覧【地域間幹線系統のみ】	
該当なし	

<p>9 . 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要【地域内フィーダー系統のみ】</p>
<p>地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表5」を添付</p>
<p>10 . 車両の取得に係る目的・必要性【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</p>
<p>平成26年度にマイクロバス2台を購入し、篠原地区から駅までの生活交通を確保するとともに市街地活性化及び回遊性の向上を図るため、「市街地循環線」を新設した。</p> <p>また、糸島市地域交通計画において車両の老朽化に伴う車両の買い替えが計画されており、平成26年度においてマイクロバスを1台買い替え、前原今宿線に導入、平成27年度においてマイクロバスを1台買い替え九大線波多江経由に導入した。</p>
<p>11 . 車両の取得に係る定量的な目標・効果【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</p>
<p>(1) 事業の目標</p>
<p>市街地循環線については、市街地における公共交通の利便性向上を図り、平成29年度(平成28年10月1日から平成29年9月30日)の収支率26%以上を目標とする。</p> <p>また、九大線波多江経由については、車両大型化により輸送力を向上させ平成29年度(平成28年10月1日から平成29年9月30日)の収支率89%以上を目標とする。</p>
<p>(2) 事業の効果</p>
<p>市街地循環線の導入により、市街地の回遊性が増し、住民の利便性が向上する。</p> <p>また、老朽化車両の買い替えにより、安全性の向上と経費の削減効果が期待される。</p>
<p>12 . 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者、要する費用の総額、負担者及びその負担額【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</p>
<p>表6 車両の取得計画の概要、表7 車両の取得を行う事業者参照。</p> <p>なお、糸島市から運行事業者への補助金額については、国庫補助額を差し引いた差額分を負担することとしている。</p>
<p>13 . 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画(車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策)</p>
<p>老朽化車両の代替による、修繕費の削減及び燃費の向上による燃料費の削減効果が見込まれる。また、大型車両への代替により輸送力を向上させ、積み残しが解消されることによる収支改善も見込まれる。</p>

14. 協議会の開催状況と主な議論

- ・平成 20 年 2 月 22 日 協議会設立。再生総合事業について協議・承認
- ・平成 20 年 5 月 29 日 連携計画、事業計画について協議・承認
- ・平成 20 年 8 月 19 日 協議会予算について協議・承認
- ・平成 21 年 1 月 20 日 事後評価等について協議・承認
- ・平成 21 年 6 月 26 日 決算・予算・事業計画変更について協議・承認
- ・平成 22 年 1 月 26 日 合併による規約改正、事後評価について協議・承認
- ・平成 22 年 7 月 8 日 決算・予算等について協議・承認
- ・平成 22 年 11 月 29 日 IC カード整備について承認・確保維持事業説明
- ・平成 23 年 1 月 20 日 総合事業事後評価について協議・承認
- ・平成 23 年 3 月 28 日 H23・H24 ネットワーク計画について協議・承認
- ・平成 23 年 6 月 7 日 総合事業決算、ネットワーク計画修正について協議・承認
- ・平成 24 年 2 月 1 日 H24 変更申請、事業評価について協議・承認
- ・平成 24 年 6 月 21 日 H24 変更申請、H25 事業計画について協議・承認
- ・平成 25 年 2 月 21 日 H25 事業評価について協議・承認
- ・平成 25 年 6 月 24 日 H26 事業計画について協議・承認
- ・平成 25 年 11 月 19 日 市街地循環線の運行開始、白糸線・庁舎線のルート変更、200 円定額運賃制度の導入について協議・承認。
- ・平成 26 年 6 月 23 日 H27 事業計画について協議・承認
- ・平成 27 年 1 月 29 日 庁舎線の生活路線化について協議・承認
- ・平成 27 年 6 月 23 日 H28 事業計画について協議・承認
- ・平成 28 年 2 月 15 日 九大線の増便及びダイヤ改正、川原線のダイヤ改正について協議・承認
- ・平成 28 年 6 月 27 日 H29 事業計画について協議・承認

15. 利用者等の意見の反映

パブリックコメントを実施。主な意見は、バス停設備整備、循環線整備及び 200 円の定額運賃導入、きめ細かい運行要望であったが、何れの意見も計画に掲載しているものであり、修正等は実施する必要がなかった。

16. 協議会メンバーの構成員

- ・関係都道府県
福岡県 企画・地域振興部 交通政策課
- ・交通事業者・交通施設管理者等
昭和自動車(株)、福岡市タクシー協会、運転手代表、
福岡国道事務所、糸島警察署、福岡県土整備事務所、糸島市建設課
- ・地方運輸局
九州運輸局 福岡運輸支局
- ・その他協議会が必要と認める者
九州大学(学識経験者)、糸島市行政区長会・糸島市シニアクラブ連合会(市民代表)

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住所) 福岡県糸島市前原西 1 - 1 - 1

(所属) 糸島市役所 地域振興課

(氏名) 木村 直人

(電話) 092-332-2062

(e-mail) kimura.n.713@city.itoshima.lg.jp

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者(地域内フィーダー系統)

平成29年度

都道府県 (市区町 村)	運行予定者名	運行系統名 (申請番号)	確保維持事業に要する 国庫補助額 (千円)	国庫補助金 内定申請額 (千円)	再 編 特 例 措 置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7及び別表9)			
						乗合バス型/ デマンド型の 別	基準口で該当 する要件	接続する補助対 象地域間幹線系 統等と接続確保 策	基準二で該当 する要件 (別表7のみ)
福岡県 糸島市	昭和自動車株	(1) 白糸線	7,992	7,660		乗合バス型		昭和バス芥屋線等 筑前前原駅で接続	
	昭和自動車株	(2) 雷山線	8,802			乗合バス型		昭和バス芥屋線等 筑前前原駅で接続	
	昭和自動車株	(3) 曽根線波多江経由	2,637			乗合バス型		昭和バス芥屋線等 筑前前原駅で接続	
	昭和自動車株	(4) 曽根線有田経由	3,646			乗合バス型		昭和バス芥屋線等 筑前前原駅で接続	
	昭和自動車株	(5) 井原山線	8,723			乗合バス型		昭和バス芥屋線等 筑前前原駅で接続	
	昭和自動車株	(6) 川原線	8,484			乗合バス型		昭和バス芥屋線等 筑前前原駅で接続	
	昭和自動車株	(7) 前原今宿線	11,971			乗合バス型		昭和バス芥屋線等 筑前前原駅で接続	
	昭和自動車株	(8) 九大線波多江経由	7,739			乗合バス型		昭和バス芥屋線等 筑前前原駅で接続	
	昭和自動車株	(9) 九大線泊油比経由	3,417			乗合バス型		昭和バス芥屋線等 筑前前原駅で接続	
	昭和自動車株	(10) 初深江線	7,715			乗合バス型		昭和バス芥屋線等 筑前前原駅で接続	
	昭和自動車株	(11) 市街地循環線	14,645			乗合バス型		昭和バス芥屋線等 筑前前原駅で接続	
合 計				7,660					
国庫補助金内定申請額(千円)(合計と国庫補助上限額を比べて少ない額)				7,660		国庫補助上限 額(千円)	7,660		

(注)

1. 「確保維持事業に要する国庫補助額(千円)」は表2における「補助対象系統の1/2」を小数点第1位(百円単位)まで記載する。
2. 「国庫補助額内定申請額(千円)」には、各運行予定者毎でまとめて表2における「国庫補助金内定申請額」を記載する。
3. 「再編特例措置」には、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、地域間幹線系統に係る特例措置の適用を受ける場合のみ、「」を記載する。
4. 「接続する補助対象地域間幹線系統等と接続確保策」には、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載する。
5. 本表に記載する運行予定系統を示した地図を添付すること。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者(地域内フィーダー系統)

平成30年度

都道府県 (市区町 村)	運行予定者名	運行系統名 (申請番号)	確保維持事業に要する 国庫補助額 (千円)	国庫補助金 内定申請額 (千円)	再 編 特 例 措 置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7及び別表9)			
						乗合バス型/ デマンド型の 別	基準口で該当 する要件	接続する補助対 象地域間幹線系 統等と接続確保 策	基準二で該当 する要件 (別表7のみ)
福岡県 糸島市	昭和自動車株	(1) 白糸線	7,992	7,660		乗合バス型		昭和バス芥屋線等 筑前前原駅で接続	
	昭和自動車株	(2) 雷山線	8,802			乗合バス型		昭和バス芥屋線等 筑前前原駅で接続	
	昭和自動車株	(3) 曾根線波多江経由	2,637			乗合バス型		昭和バス芥屋線等 筑前前原駅で接続	
	昭和自動車株	(4) 曾根線有田経由	3,646			乗合バス型		昭和バス芥屋線等 筑前前原駅で接続	
	昭和自動車株	(5) 井原山線	8,723			乗合バス型		昭和バス芥屋線等 筑前前原駅で接続	
	昭和自動車株	(6) 川原線	8,484			乗合バス型		昭和バス芥屋線等 筑前前原駅で接続	
	昭和自動車株	(7) 前原今宿線	11,971			乗合バス型		昭和バス芥屋線等 筑前前原駅で接続	
	昭和自動車株	(8) 九大線波多江経由	7,739			乗合バス型		昭和バス芥屋線等 筑前前原駅で接続	
	昭和自動車株	(9) 九大線泊油比経由	3,417			乗合バス型		昭和バス芥屋線等 筑前前原駅で接続	
	昭和自動車株	(10) 初深江線	7,715			乗合バス型		昭和バス芥屋線等 筑前前原駅で接続	
	昭和自動車株	(11) 市街地循環線	14,645			乗合バス型		昭和バス芥屋線等 筑前前原駅で接続	
合 計				7,660					
国庫補助金内定申請額(千円)(合計と国庫補助上限額を比べて少ない額)				7,660		国庫補助上限 額(千円)	7,660		

(注)

1. 「確保維持事業に要する国庫補助額(千円)」は表2における「補助対象系統の1/2」を小数点第1位(百円単位)まで記載する。
2. 「国庫補助額内定申請額(千円)」には、各運行予定者毎でまとめて表2における「国庫補助金内定申請額」を記載する。
3. 「再編特例措置」には、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、地域間幹線系統に係る特例措置の適用を受ける場合のみ、「」を記載する。
4. 「接続する補助対象地域間幹線系統等と接続確保策」には、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載する。
5. 本表に記載する運行予定系統を示した地図を添付すること。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者(地域内フィーダー系統)

平成31年度

都道府県 (市区町 村)	運行予定者名	運行系統名 (申請番号)	確保維持事業に要する 国庫補助額 (千円)	国庫補助金 内定申請額 (千円)	再 編 特 例 措 置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7及び別表9)			
						乗合バス型/ デマンド型の 別	基準口で該当 する要件	接続する補助対 象地域間幹線系 統等と接続確保 策	基準二で該当 する要件 (別表7のみ)
福岡県 糸島市	昭和自動車株	(1) 白糸線	7,992	7,660		乗合バス型		昭和バス芥屋線等 筑前前原駅で接続	
	昭和自動車株	(2) 雷山線	8,802			乗合バス型		昭和バス芥屋線等 筑前前原駅で接続	
	昭和自動車株	(3) 曽根線波多江経由	2,637			乗合バス型		昭和バス芥屋線等 筑前前原駅で接続	
	昭和自動車株	(4) 曽根線有田経由	3,646			乗合バス型		昭和バス芥屋線等 筑前前原駅で接続	
	昭和自動車株	(5) 井原山線	8,723			乗合バス型		昭和バス芥屋線等 筑前前原駅で接続	
	昭和自動車株	(6) 川原線	8,484			乗合バス型		昭和バス芥屋線等 筑前前原駅で接続	
	昭和自動車株	(7) 前原今宿線	11,971			乗合バス型		昭和バス芥屋線等 筑前前原駅で接続	
	昭和自動車株	(8) 九大線波多江経由	7,739			乗合バス型		昭和バス芥屋線等 筑前前原駅で接続	
	昭和自動車株	(9) 九大線泊油比経由	3,417			乗合バス型		昭和バス芥屋線等 筑前前原駅で接続	
	昭和自動車株	(10) 初深江線	7,715			乗合バス型		昭和バス芥屋線等 筑前前原駅で接続	
	昭和自動車株	(11) 市街地循環線	14,645			乗合バス型		昭和バス芥屋線等 筑前前原駅で接続	
合 計				7,660					
国庫補助金内定申請額(千円)(合計と国庫補助上限額を比べて少ない額)				7,660		国庫補助上限 額(千円)	7,660		

(注)

1. 「確保維持事業に要する国庫補助額(千円)」は表2における「補助対象系統の1/2」を小数点第1位(百円単位)まで記載する。
2. 「国庫補助額内定申請額(千円)」には、各運行予定者毎でまとめて表2における「国庫補助金内定申請額」を記載する。
3. 「再編特例措置」には、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、地域間幹線系統に係る特例措置の適用を受ける場合のみ、「」を記載する。
4. 「接続する補助対象地域間幹線系統等と接続確保策」には、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載する。
5. 本表に記載する運行予定系統を示した地図を添付すること。

表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額(地域内フィーダー系統(乗合バス型(路線定期・路線不定期)運行)用)

事業者名 昭和自動車株式会社 平成29年度

1. 申請事業者の概要

補助対象期間の 前々年度(基準期間)の 損益状況	乗合バス事業・自家用有償旅客運送					
	営業収益	1,678,760 千円	営業外収益	8,390 千円	経常収益(イ)	1,687,150 千円
	営業費用	2,160,554 千円	営業外費用	22,447 千円	経常費用(ロ)	2,183,001 千円
	営業損益	481,794 千円	営業外損益	14,057 千円	経常損益	495,851 千円
補助対象期間の前々年度の実車走行キロ(ハ)	7,732,752.2 km				経常収支率	77.29 %

基準期間の前年度の 損益状況	乗合バス事業・自家用有償旅客運送					
	営業収益	1,676,586 千円	営業外収益	11,864 千円	経常収益(イ)	1,688,450 千円
	営業費用	1,949,718 千円	営業外費用	14,178 千円	経常費用(ロ)	1,963,896 千円
	営業損益	273,132 千円	営業外損益	2,314 千円	経常損益	275,446 千円
基準期間の前年度の実車走行キロ(ハ)	7,795,305.6 km				経常収支率	85.97 %

基準期間の前々年度の 損益状況	乗合バス事業・自家用有償旅客運送					
	営業収益	1,639,671 千円	営業外収益	12,211 千円	経常収益(イ)	1,651,882 千円
	営業費用	1,895,782 千円	営業外費用	29,274 千円	経常費用(ロ)	1,925,056 千円
	営業損益	256,111 千円	営業外損益	17,063 千円	経常損益	273,174 千円
基準期間の前々年度の実車走行キロ(ハ)	7,744,412.3 km				経常収支率	85.81 %

(補助対象事業者の'基準期間'を最終年度とする連続した過去3年間)における実車走行キロ当たり経常費用等)

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キロ当たり 経常費用 (基準期間の前々年度) ロ÷ハ'= a	補助対象事業者の実車走行キロ当たり 経常費用 (基準期間の前年度) ロ'÷ハ'= b	補助対象事業者の実車走行キロ当たり 経常費用 (基準期間) ロ÷ハ'= c	平均増減率 (((b÷a)-1)+((c÷b)-1))÷2 = d
北九州	248円57銭	251円93銭	282円30銭	6.70 %

'基準期間'とは、補助対象期間の前々年度の補助対象期間をいう。

2. キロ当たり補助対象経常費用及び収益

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キロ当 たり経常費用 c × (1+(d÷2)) ² = 二	地域キロ当たり 標準経常費用 ホ	キロ当たり経常費用 二とホのいずれか少ない額 ヘ	キロ当たり経常収益 イ÷ハ
北九州	301円53銭	360円60銭	301円53銭	218円18銭

3. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

補助ブロッ ク名	申請 番号	運行 系統名	運行系統			計画運行日数	計画運行 回数	系統キロ程		補助ブロック外 乗入部分のキロ程		同一補助ブロッ ク市区町村外乗入 部分のキロ程	補助ブロック外乗り入れ部分及 び同一補助ブロック市区町村 外乗り入れ部分以外のキロ程 の比率 (チ・(リ+ヌ))÷チ=ル	計画実車走行キロ ヲ
			起点	主な 経由地	終点			チ	リ	ヌ				
北九州	1	白糸線	伊都文化会館	本区	白糸	365日	2,979.5回	往 13.3km (平均) 復 13.3km	往 0.0km (平均) 復 0.0km	往 0.0km (平均) 復 0.0km	100.00%	62,102.1km		
	2	雷山線	前原駅南口	中学校前	雷山観音前	365日	2,368.5回	往 14.5km 復 14.5km	往 0.0km 復 0.0km	往 0.0km 復 0.0km	100.00%	66,012.5km		
	3	首根線 波多江経由	前原駅北口	波多江	首根グランド	365日	1,759.5回	往 7.0km 復 7.0km	往 0.0km 復 0.0km	往 0.0km 復 0.0km	100.00%	21,124.0km		
	4	首根線 有田経由	前原駅南口	有田	首根グランド	365日	2,608.5回	往 5.5km 復 5.5km	往 0.0km 復 0.0km	往 0.0km 復 0.0km	100.00%	28,693.5km		
	5	井原山線	前原駅北口	波多江駅西	井原山入口	365日	1,761.5回	往 18.8km 復 18.8km	往 0.0km 復 0.0km	往 0.0km 復 0.0km	100.00%	66,014.6km		
	6	川原線	前原駅北口	周船寺	雷山の森	365日	2,674回	往 16.0km 復 16.0km	往 0.0km 復 0.0km	往 0.0km 復 0.0km	100.00%	67,868.2km		
	7	前原今宿線	前原駅北口	産の宮	今宿駅	365日	5,221回	往 9.4km 復 9.4km	往 0.0km 復 0.0km	往 0.0km 復 0.0km	100.00%	98,154.8km		
	8	九大線 波多江経由	前原駅北口	産の宮	九大工学部前	365日	4,546.5回	往 9.4km 復 9.4km	往 0.0km 復 0.0km	往 0.0km 復 0.0km	100.00%	80,997.2km		
	9	九大線 泊油比経由	前原駅北口	泊一区馬場	九大工学部前	365日	2,005.5回	往 8.5km 復 8.5km	往 0.0km 復 0.0km	往 0.0km 復 0.0km	100.00%	31,662.3km		
	10	初深江線	志摩庁舎前	前原駅北口	筑前深江駅前	365日	2,190回	往 14.6km 復 14.6km	往 0.0km 復 0.0km	往 0.0km 復 0.0km	100.00%	60,882.0km		
	11	市街地 循環線	前原駅北口	あごら	前原駅北口	365日	7,542回	往(循環) 復 18.2km	往 0.0km 復 0.0km	往 0.0km 復 0.0km	100.00%	107,770.2km		
合計	9系統						往 117.0km 復 135.2km	往 0.0km 復 0.0km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km		691,281.4km		

補助ブロッ ク名	申請 番号	補助対象 経常費用 の見込額 ヘ×ヲ以下の額:ワ	補助対象 系統のキロ 当たり 経常収益 ト	補助対象 系統の経常収益 の見込額 ト×ヲ以上の額: カ	補助対象経常 費用から経常 収益を控除した 額 ワ-カ=ヨ	ヨのうち補助ブロック外乗 入部分及び同一補助ブ ロック市区町村外乗入部 分以外に係るもの ヨ×ル=ソ	補助対象経費 ツ	補助対象経費の1/2 ツ×1/2=ネ	国庫補助 上限額 ナ	国庫補助全 内定申請額 (本又はアのうちのい ずれか少ないほう の額) ラ
北九州	1	18,725,646 円	44円14銭	2,741,186 円	15,984,460 円	15,984,460 円	15,984 千円	7,992 千円		
	2	19,904,749 円	34円85銭	2,300,535 円	17,604,214 円	17,604,214 円	17,604 千円	8,802 千円		
	3	6,369,519 円	51円90銭	1,096,335 円	5,273,184 円	5,273,184 円	5,273 千円	2,636.5 千円		
	4	8,651,951 円	47円41銭	1,360,358 円	7,291,593 円	7,291,593 円	7,291 千円	3,645.5 千円		
	5	19,905,382 円	37円24銭	2,458,383 円	17,446,999 円	17,446,999 円	17,446 千円	8,723 千円		
	6	20,464,298 円	51円52銭	3,496,569 円	16,967,729 円	16,967,729 円	16,967 千円	8,483.5 千円		
	7	29,596,616 円	57円61銭	5,654,698 円	23,941,918 円	23,941,918 円	23,941 千円	11,970.5 千円		
	8	24,423,085 円	110円43銭	8,944,520 円	15,478,565 円	15,478,565 円	15,478 千円	7,739 千円		
	9	9,547,133 円	85円67銭	2,712,509 円	6,834,624 円	6,834,624 円	6,834 千円	3,417 千円		
	10	18,357,749 円	48円10銭	2,928,424 円	15,429,325 円	15,429,325 円	15,429 千円	7,714.5 千円		
	11	32,495,948 円	29円75銭	3,206,163 円	29,289,785 円	29,289,785 円	29,289 千円	14,644.5 千円		
合計		208,442,076 円	598円62銭	36,899,680 円	171,542,396 円	171,542,396 円	171,536 千円	85,768 千円	7,660 千円	7,660 千円

補助ブロック名	申請番号	経常費用から経常収益を控除した額 ニ×ラ・カ=ム	損失額から国庫補助額を控除した額 ム・ラ=ウ	ウの負担者とその負担割合								
				都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		「その他の者」の 具体的概要
				負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	
北九州	1	15,984,460 円										
	2	17,604,214 円										
	3	5,273,184 円										
	4	7,291,593 円										
	5	17,446,999 円										
	6	16,967,729 円										
	7	23,941,918 円										
	8	15,478,565 円										
	9	6,834,624 円										
	10	15,429,325 円										
	11	29,289,785 円										
合計		171,542,396 円	163,882,396 円	0 円	0.0 %	163,882,396 円	100 %	0 円	%	0 円	%	

(1) 記載要領

- 「補助ブロック名」の欄は、補助金交付要綱別表1(附則第12条の適用を受ける事業者にあつては別表2)の名称を記載すること。
- 乗合バス事業の収益、実車走行キロについては、高速バス及び定期観光バス等を除き、費用については、高速バス及び定期観光バス並びに補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)における補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除くこと。
- 補助対象事業者の決算期間が補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)と相違している事業者にあつては、補助対象期間の仮決算を行い、その損益状況を損益状況欄に記載すること。
- 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)中の乗合バス(自家用有償運送)事業と他の事業を兼業している場合の関連収益及び費用の配分は、原則として、昭和52年5月17日付け自総第338号、自旅第151号、自貨第55号によること。
- 申請番号は、系統ごとに一連番号とすること。なお、1系統が2つ以上の補助ブロックにまたがる場合は、その比率に応じ低い方をカッコ書きの番号とすること。
- 地域キロ当たり標準経常費用は、補助ブロックを管轄する地方運輸局等が通知した数値によること。
- 計算上生じた単位未満の端数は切り捨てること。
- 「系統キロ程」、「補助ブロック外乗入部分のキロ程」及び「市区町村外乗入部分のキロ程」は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出し、往・復のキロ程が異なる系統については、平均値も記載すること。また、平均値の合計の欄については、往・復の合計の平均値ではなく、各申請系統の往・復の平均値の合計を記載すること。なお、循環系統については、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載する等、循環系統であることがわかるようにすること。
- 同一補助ブロック市区町村外乗入部分のキロ程の欄は、同一補助ブロック内における市区町村外乗入部分のキロ程を記載することとし、補助ブロックが異なる市区町村外乗入部分は「リ」に記載すること。
- 「補助ブロック外乗入部分及び市区町村外乗入部分以外のキロ程の比率(ル)」については、%以下第3位(小数点第4位切り捨て)まで算出して記載すること。
- 「計画実車走行キロ」は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出して記載すること。
- 「補助対象経費」の欄は、「ソ」の金額を記載する(千円未満の端数は切り捨てること)。
- 「補助対象経費の1/2」の欄は、系統ごとに百円単位(0.1~0.9千円)まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。
- 「国庫補助上限額」の欄は、市区町村等が当該市区町村等に係る国庫補助上限額のうち、各事業者ごとに配分した額を記載すること。
- 「補助対象期間の前々年度(基準期間)の損益状況」、「基準期間の前年度の損益状況」、「基準期間の前々年度の損益状況」の欄は、消費税相当額を控除した額を記載すること。
- 「補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益(リ)」の欄は、基準期間の各系統におけるキロ当たり経常収益の実績により算出すること。なお、新設系統で基準期間の実績がない場合は、市区町村協議会等が算出する経常収益の見込額を記載すること。
- 「平均増減率」は%以下第2位(小数点第3位切り捨て)まで算出して記載すること。
- 「キロ当たり経常費用(ヘ)」の算出に当たり、再編特例により、「補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用(ニ)」を、基準期間における「補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用(シ)」の実績値とする場合には、「補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用(基準期間の前々年度)(a)」、「補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用(基準期間の前年度)(b)」及び「平均増減率(d)」は記載しないこと。

(2) 添付書類

- 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の前々年度(基準期間)に係る旅客自動車運送事業等報告規則第2条第2項の「事業報告書」(補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除く)及びこれに関連する必要な事項を記載した書類(関連書類)、並びに基準期間の前々年度、基準期間の前々年度に係る事業報告書及び関連書類(但し、前年度の補助対象期間に係る生活交通確保維持改善計画の添付書類として既に提出している場合は、基準期間の前年度及び基準期間の前々年度に係る事業報告書及び関連書類の添付を省略することができる。)

表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額(地域内フィーダー系統(乗合バス型(路線定期・路線不定期)運行)用)

事業者名	昭和自動車株式会社	平成29年度
------	-----------	--------

1. 申請事業者の概要

補助対象期間の 前々年度(基準期間) の 損益状況	乗 合 バ ス 事 業 ・ 自 家 用 有 償 旅 客 運 送					
	営業収益	1,678,760 千円	営業外収益	8,390 千円	経常収益(イ)	1,687,150 千円
	営業費用	2,160,554 千円	営業外費用	22,447 千円	経常費用(ロ)	2,183,001 千円
	営業損益	481,794 千円	営業外損益	14,057 千円	経常損益	495,851 千円
補助対象期間の前々年度の実車走行キロ(ハ)	7,732,752.2 km				経常収支率	77.29 %

基準期間の前年度の 損益状況	乗 合 バ ス 事 業 ・ 自 家 用 有 償 旅 客 運 送					
	営業収益	1,676,586 千円	営業外収益	11,864 千円	経常収益(イ)	1,688,450 千円
	営業費用	1,949,718 千円	営業外費用	14,178 千円	経常費用(ロ)	1,963,896 千円
	営業損益	273,132 千円	営業外損益	2,314 千円	経常損益	275,446 千円
基準期間の前年度の実車走行キロ(ハ)	7,795,305.6 km				経常収支率	85.97 %

基準期間の前々年度の 損益状況	乗 合 バ ス 事 業 ・ 自 家 用 有 償 旅 客 運 送					
	営業収益	1,639,671 千円	営業外収益	12,211 千円	経常収益(イ)	1,651,882 千円
	営業費用	1,895,782 千円	営業外費用	29,274 千円	経常費用(ロ)	1,925,056 千円
	営業損益	256,111 千円	営業外損益	17,063 千円	経常損益	273,174 千円
基準期間の前々年度の実車走行キロ(ハ)	7,744,412.3 km				経常収支率	85.81 %

(補助対象事業者の'基準期間'を最終年度とする連続した過去3年間)における実車走行キロ当たり経常費用等)

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キロ当たり 経常費用 (基準期間の前々年度) ロ÷ハ'= a	補助対象事業者の実車走行キロ当たり 経常費用 (基準期間の前年度) ロ'÷ハ'= b	補助対象事業者の実車走行キロ当たり 経常費用 (基準期間) ロ÷ハ'= c	平均増減率 (((b÷a)-1)+((c÷b)-1))÷2 = d
北九州	248円57銭	251円93銭	282円30銭	6.70 %

'基準期間'とは、補助対象期間の前々年度の補助対象期間をいう。

2. キロ当たり補助対象経常費用及び収益

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キロ当 たり経常費用 c × (1+(d÷2)) ² = 二	地域キロ当たり 標準経常費用 ホ	キロ当たり経常費用 二とホのいずれか少ない額 ヘ	キロ当たり経常収益 イ÷ハ
北九州	301円53銭	360円60銭	301円53銭	218円18銭

3. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

補助ブロッ ク名	申請 番号	運行 系統名	運行系統			計画運行日数	計画運行 回数	系統キロ程		補助ブロック外 乗入部分のキロ程		同一補助ブロッ ク市区町村外乗入 部分のキロ程	補助ブロック外乗り入れ部分及 び同一補助ブロック市区町村 外乗り入れ部分以外のキロ程 の比率 (チ・(リ+ヌ))÷チ=ル	計画実車走行キロ ヲ
			起点	主な 経由地	終点			チ	リ	ヌ				
北九州	1	白糸線	伊都文化会館	本区	白糸	365日	2,978.5回	往 13.3km (平均) 復 13.3km	往 0.0km (平均) 復 0.0km	往 0.0km (平均) 復 0.0km	100.00%	62,102.1km		
	2	雷山線	前原駅南口	中学校前	雷山観音前	365日	2,365.5回	往 14.5km 復 14.5km	往 0.0km 復 0.0km	往 0.0km 復 0.0km	100.00%	66,012.5km		
	3	首根線 波多江経由	前原駅北口	波多江	首根グ ラウンド	365日	1,756回	往 7.0km 復 7.0km	往 0.0km 復 0.0km	往 0.0km 復 0.0km	100.00%	21,124.0km		
	4	首根線 有田経由	前原駅南口	有田	首根グ ラウンド	365日	2,603回	往 5.5km 復 5.5km	往 0.0km 復 0.0km	往 0.0km 復 0.0km	100.00%	28,693.5km		
	5	井原山線	前原駅北口	波多江 駅西	井原山 入口	365日	1,759.5回	往 18.8km 復 18.8km	往 0.0km 復 0.0km	往 0.0km 復 0.0km	100.00%	66,014.6km		
	6	川原線	前原駅北口	周船寺	雷山の 森	365日	2,673回	往 16.0km 復 16.0km	往 0.0km 復 0.0km	往 0.0km 復 0.0km	100.00%	67,868.2km		
	7	前原今宿線	前原駅北口	産の宮	今宿駅	365日	5,213回	往 9.4km 復 9.4km	往 0.0km 復 0.0km	往 0.0km 復 0.0km	100.00%	98,154.8km		
	8	九大線 波多江経由	前原駅北口	産の宮	九大工 学部前	365日	4,534.5回	往 9.4km 復 9.4km	往 0.0km 復 0.0km	往 0.0km 復 0.0km	100.00%	80,997.2km		
	9	九大線 泊油比経由	前原駅北口	泊一区 馬場	九大工 学部前	365日	2,004回	往 8.5km 復 8.5km	往 0.0km 復 0.0km	往 0.0km 復 0.0km	100.00%	31,662.3km		
	10	初深江線	志摩庁 舎前	前原駅 北口	筑前深 江駅前	365日	2,190回	往 14.6km 復 14.6km	往 0.0km 復 0.0km	往 0.0km 復 0.0km	100.00%	60,882.0km		
	11	市街地 循環線	前原駅北口	あごら	前原駅 北口	365日	7,541回	往(循環) 復 18.2km	往 0.0km 復 0.0km	往 0.0km 復 0.0km	100.00%	107,770.2km		
合計	9系統						往 117.0km 復 135.2km	往 0.0km 復 0.0km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km		691,281.4km		

補助ブロッ ク名	申請 番号	補助対象 経常費用 の見込額 ヘ×ヲ以下の額:ワ	補助対象 系統のキロ 当たり 経常収益 ト	補助対象 系統の経常収益 の見込額 ト×ヲ以上の額: カ	補助対象経常 費用から経常 収益を控除した 額 ワ-カ=ヨ	ヨのうち補助ブロック外乗 入部分及び同一補助ブ ロック市区町村外乗入部 分以外に係るもの ヨ×ル=ソ	補助対象経費 ツ	補助対象経費の1/2 ツ×1/2=ネ	国庫補助 上限額 ナ	国庫補助全 内定申請額 (ネ又はナのうちい ずれか少ないほう の額) ラ
北九州	1	18,725,646円	44円14銭	2,741,186円	15,984,460円	15,984,460円	15,984千円	7,992千円		
	2	19,904,749円	34円85銭	2,300,535円	17,604,214円	17,604,214円	17,604千円	8,802千円		
	3	6,369,519円	51円90銭	1,096,335円	5,273,184円	5,273,184円	5,273千円	2,636.5千円		
	4	8,651,951円	47円41銭	1,360,358円	7,291,593円	7,291,593円	7,291千円	3,645.5千円		
	5	19,905,382円	37円24銭	2,458,383円	17,446,999円	17,446,999円	17,446千円	8,723千円		
	6	20,464,298円	51円52銭	3,496,569円	16,967,729円	16,967,729円	16,967千円	8,483.5千円		
	7	29,596,616円	57円61銭	5,654,698円	23,941,918円	23,941,918円	23,941千円	11,970.5千円		
	8	24,423,085円	110円43銭	8,944,520円	15,478,565円	15,478,565円	15,478千円	7,739千円		
	9	9,547,133円	85円67銭	2,712,509円	6,834,624円	6,834,624円	6,834千円	3,417千円		
	10	18,357,749円	48円10銭	2,928,424円	15,429,325円	15,429,325円	15,429千円	7,714.5千円		
	11	32,495,948円	29円75銭	3,206,163円	29,289,785円	29,289,785円	29,289千円	14,644.5千円		
合計		208,442,076円	598円62銭	36,899,680円	171,542,396円	171,542,396円	171,536千円	85,768千円	7,660千円	7,660千円

補助ブロック名	申請番号	経常費用から経常収益を控除した額 ニ×ラ・カ=ム	損失額から国庫補助額を控除した額 ム・ラ=ウ	ウの負担者とその負担割合								
				都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		「その他の者」の 具体的概要
				負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	
北九州	1	15,984,460 円										
	2	17,604,214 円										
	3	5,273,184 円										
	4	7,291,593 円										
	5	17,446,999 円										
	6	16,967,729 円										
	7	23,941,918 円										
	8	15,478,565 円										
	9	6,834,624 円										
	10	15,429,325 円										
	11	29,289,785 円										
合計		171,542,396 円	163,882,396 円	0 円	0. %	163,882,396 円	100 %	0 円	%	0 円	%	

(1) 記載要領

- 「補助ブロック名」の欄は、補助金交付要綱別表1(附則第12条の適用を受ける事業者にあつては別表2)の名称を記載すること。
- 乗合バス事業の収益、実車走行キロについては、高速バス及び定期観光バス等を除き、費用については、高速バス及び定期観光バス並びに補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)における補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除くこと。
- 補助対象事業者の決算期間が補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)と相違している事業者にあつては、補助対象期間の仮決算を行い、その損益状況を損益状況欄に記載すること。
- 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)中の乗合バス(自家用有償運送)事業と他の事業を兼業している場合の関連収益及び費用の配分は、原則として、昭和52年5月17日付け自総第338号、自旅第151号、自貨第55号によること。
- 申請番号は、系統ごとに一連番号とすること。なお、1系統が2つ以上の補助ブロックにまたがる場合は、その比率に応じ低い方をカッコ書きの番号とすること。
- 地域キロ当たり標準経常費用は、補助ブロックを管轄する地方運輸局等が通知した数値によること。
- 計算上生じた単位未満の端数は切り捨てること。
- 「系統キロ程」、「補助ブロック外乗入部分のキロ程」及び「市区町村外乗入部分のキロ程」は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出し、往・復のキロ程が異なる系統については、平均値も記載すること。また、平均値の合計の欄については、往・復の合計の平均値ではなく、各申請系統の往・復の平均値の合計を記載すること。なお、循環系統については、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載する等、循環系統であることがわかるようにすること。
- 「同一補助ブロック市区町村外乗入部分のキロ程」の欄は、同一補助ブロック内における市区町村外乗入部分のキロ程を記載することとし、補助ブロックが異なる市区町村外乗入部分は「リ」に記載すること。
- 「補助ブロック外乗入部分及び市区町村外乗入部分以外のキロ程の比率(ル)」については、%以下第3位(小数点第4位切り捨て)まで算出して記載すること。
- 「計画実車走行キロ」は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出して記載すること。
- 「補助対象経費」の欄は、「ソ」の金額を記載する(千円未満の端数は切り捨てること)。
- 「補助対象経費の1/2」の欄は、系統ごとに百円単位(0.1~0.9千円)まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。
- 「国庫補助上限額」の欄は、市区町村等が当該市区町村等に係る国庫補助上限額のうち、各事業者ごとに配分した額を記載すること。
- 「補助対象期間の前々年度(基準期間)の損益状況」、「基準期間の前年度の損益状況」、「基準期間の前々年度の損益状況」の欄は、消費税相当額を控除した額を記載すること。
- 「補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益(リ)」の欄は、基準期間の各系統におけるキロ当たり経常収益の実績により算出すること。なお、新設系統で基準期間の実績がない場合は、市区町村協議会等が算出する経常収益の見込額を記載すること。
- 「平均増減率」は%以下第2位(小数点第3位切り捨て)まで算出して記載すること。
- 「キロ当たり経常費用(ヘ)」の算出に当たり、再編特例により、「補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用(ニ)」を、基準期間における「補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用(シ)」の実績値とする場合には、「補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用(基準期間の前々年度)(a)」、「補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用(基準期間の前年度)(b)」及び「平均増減率(d)」は記載しないこと。

(2) 添付書類

- 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の前々年度(基準期間)に係る旅客自動車運送事業等報告規則第2条第2項の「事業報告書」(補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除く)及びこれに関連する必要な事項を記載した書類(関連書類)、並びに基準期間の前々年度、基準期間の前々年度に係る事業報告書及び関連書類(但し、前年度の補助対象期間に係る生活交通確保維持改善計画の添付書類として既に提出している場合は、基準期間の前年度及び基準期間の前々年度に係る事業報告書及び関連書類の添付を省略することができる。)

表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額(地域内フィーダー系統(乗合バス型(路線定期・路線不定期)運行)用)

事業者名	昭和自動車株式会社	平成29年度
------	-----------	--------

1. 申請事業者の概要

補助対象期間の 前々年度(基準期間)の 損益状況	乗合バス事業・自家用有償旅客運送					
	営業収益	1,678,760千円	営業外収益	8,390千円	経常収益(イ)	1,687,150千円
	営業費用	2,160,554千円	営業外費用	22,447千円	経常費用(ロ)	2,183,001千円
	営業損益	481,794千円	営業外損益	14,057千円	経常損益	495,851千円
補助対象期間の前々年度の実車走行キロ(ハ)	7,732,752.2 km				経常収支率	77.29%

基準期間の前年度の 損益状況	乗合バス事業・自家用有償旅客運送					
	営業収益	1,676,586千円	営業外収益	11,864千円	経常収益(イ)	1,688,450千円
	営業費用	1,949,718千円	営業外費用	14,178千円	経常費用(ロ)	1,963,896千円
	営業損益	273,132千円	営業外損益	2,314千円	経常損益	275,446千円
基準期間の前年度の実車走行キロ(ハ)	7,795,305.6 km				経常収支率	85.97%

基準期間の前々年度の 損益状況	乗合バス事業・自家用有償旅客運送					
	営業収益	1,639,671千円	営業外収益	12,211千円	経常収益(イ)	1,651,882千円
	営業費用	1,895,782千円	営業外費用	29,274千円	経常費用(ロ)	1,925,056千円
	営業損益	256,111千円	営業外損益	17,063千円	経常損益	273,174千円
基準期間の前々年度の実車走行キロ(ハ)	7,744,412.3 km				経常収支率	85.81%

(補助対象事業者の'基準期間'を最終年度とする連続した過去3年間)における実車走行キロ当たり経常費用等)

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キロ当たり 経常費用 (基準期間の前々年度) ロ÷ハ'=a	補助対象事業者の実車走行キロ当たり 経常費用 (基準期間の前年度) ロ'÷ハ'=b	補助対象事業者の実車走行キロ当たり 経常費用 (基準期間) ロ÷ハ'=c	平均増減率 (((b÷a)-1)+((c÷b)-1))÷2=d
北九州	248円57銭	251円93銭	282円30銭	6.70%

'基準期間'とは、補助対象期間の前々年度の補助対象期間をいう。

2. キロ当たり補助対象経常費用及び収益

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キロ当 たり経常費用 c × (1+(d÷2)) ² = 二	地域キロ当たり 標準経常費用 ホ	キロ当たり経常費用 二とホのいずれか少ない額 ヘ	キロ当たり経常収益 イ÷ハ
北九州	301円53銭	360円60銭	301円53銭	218円18銭

3. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

補助ブロッ ク名	申請 番号	運行 系統名	運行系統			計画運行日数	計画運行 回数	系統キロ程		補助ブロック外 乗入部分のキロ程		同一補助ブロッ ク市区町村外乗入 部分のキロ程	補助ブロック外乗り入れ部分及 び同一補助ブロック市区町村 外乗り入れ部分以外のキロ程 の比率 (チ・(リ+ヌ))÷チ=ル	計画実車走行キロ ヲ
			起点	主な 経由地	終点			チ	リ	ヌ				
北九州	1	白糸線	伊都文化会館	本区	白糸	365日	2,978.5回	往 13.3km (平均) 復 13.3km	往 0.0km (平均) 復 0.0km	往 0.0km (平均) 復 0.0km	往 0.0km (平均) 復 0.0km	100.00%	62,102.1km	
	2	雷山線	前原駅南口	中学校前	雷山観音前	365日	2,365.5回	往 14.5km 復 14.5km	往 0.0km 復 0.0km	往 0.0km 復 0.0km	往 0.0km 復 0.0km	100.00%	66,012.5km	
	3	首根線 波多江経由	前原駅北口	波多江	首根グランド	365日	1,756回	往 7.0km 復 7.0km	往 0.0km 復 0.0km	往 0.0km 復 0.0km	往 0.0km 復 0.0km	100.00%	21,124.0km	
	4	首根線 有田経由	前原駅南口	有田	首根グランド	365日	2,603回	往 5.5km 復 5.5km	往 0.0km 復 0.0km	往 0.0km 復 0.0km	往 0.0km 復 0.0km	100.00%	28,693.5km	
	5	井原山線	前原駅北口	波多江駅西	井原山入口	365日	1,759.5回	往 18.8km 復 18.8km	往 0.0km 復 0.0km	往 0.0km 復 0.0km	往 0.0km 復 0.0km	100.00%	66,014.6km	
	6	川原線	前原駅北口	周船寺	雷山の森	365日	2,673回	往 16.0km 復 16.0km	往 0.0km 復 0.0km	往 0.0km 復 0.0km	往 0.0km 復 0.0km	100.00%	67,868.2km	
	7	前原今宿線	前原駅北口	産の宮	今宿駅	365日	5,213回	往 9.4km 復 9.4km	往 0.0km 復 0.0km	往 0.0km 復 0.0km	往 0.0km 復 0.0km	100.00%	98,154.8km	
	8	九大線 波多江経由	前原駅北口	産の宮	九大工学部前	365日	4,534.5回	往 9.4km 復 9.4km	往 0.0km 復 0.0km	往 0.0km 復 0.0km	往 0.0km 復 0.0km	100.00%	80,997.2km	
	9	九大線 泊油比経由	前原駅北口	泊一区馬場	九大工学部前	365日	2,004回	往 8.5km 復 8.5km	往 0.0km 復 0.0km	往 0.0km 復 0.0km	往 0.0km 復 0.0km	100.00%	31,662.3km	
	10	初深江線	志摩庁舎前	前原駅北口	筑前深江駅前	365日	2,190回	往 14.6km 復 14.6km	往 0.0km 復 0.0km	往 0.0km 復 0.0km	往 0.0km 復 0.0km	100.00%	60,882.0km	
	11	市街地 循環線	前原駅北口	あごら	前原駅北口	365日	7,541回	往(循環) 18.2km 復 18.2km	往 0.0km 復 0.0km	往 0.0km 復 0.0km	往 0.0km 復 0.0km	100.00%	107,770.2km	
合計		9系統					往 117.0km 復 135.2km	往 0.0km 復 0.0km	往 0.0km 復 0.0km	往 0.0km 復 0.0km	100.00%	691,281.4km		

補助ブロッ ク名	申請 番号	補助対象 経常費用 の見込額 ヘ×ヲ以下の額:ワ	補助対象 系統のキロ 当たり 経常収益 ト	補助対象 系統の経常収益 の見込額 ト×ヲ以上の額: カ	補助対象経常 費用から経常 収益を控除した 額 ワ-カ=ヨ	ヨ×ル=ソ	補助対象経費 ツ	補助対象経費の1/2 ツ×1/2=ネ	国庫補助 上限額 ナ	国庫補助全 内定申請額 (ネ又はナのうちい ずれか少ないほう の額) ラ
北九州	1	18,725,646円	44円14銭	2,741,186円	15,984,460円	15,984,460円	15,984千円	7,992千円		
	2	19,904,749円	34円85銭	2,300,535円	17,604,214円	17,604,214円	17,604千円	8,802千円		
	3	6,369,519円	51円90銭	1,096,335円	5,273,184円	5,273,184円	5,273千円	2,636.5千円		
	4	8,651,951円	47円41銭	1,360,358円	7,291,593円	7,291,593円	7,291千円	3,645.5千円		
	5	19,905,382円	37円24銭	2,458,383円	17,446,999円	17,446,999円	17,446千円	8,723千円		
	6	20,464,298円	51円52銭	3,496,569円	16,967,729円	16,967,729円	16,967千円	8,483.5千円		
	7	29,596,616円	57円61銭	5,654,698円	23,941,918円	23,941,918円	23,941千円	11,970.5千円		
	8	24,423,085円	110円43銭	8,944,520円	15,478,565円	15,478,565円	15,478千円	7,739千円		
	9	9,547,133円	85円67銭	2,712,509円	6,834,624円	6,834,624円	6,834千円	3,417千円		
	10	18,357,749円	48円10銭	2,928,424円	15,429,325円	15,429,325円	15,429千円	7,714.5千円		
	11	32,495,948円	29円75銭	3,206,163円	29,289,785円	29,289,785円	29,289千円	14,644.5千円		
合計		208,442,076円	598円62銭	36,899,680円	171,542,396円	171,542,396円	171,536千円	85,768千円	7,660千円	7,660千円

補助ブロック名	申請番号	経常費用から経常収益を控除した額 ニ×ラ・カ=ム	損失額から国庫補助額を控除した額 ム・ラ=ウ	ウの負担者とその負担割合								
				都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		「その他の者」の 具体的概要
				負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	
北九州	1	15,984,460 円										
	2	17,604,214 円										
	3	5,273,184 円										
	4	7,291,593 円										
	5	17,446,999 円										
	6	16,967,729 円										
	7	23,941,918 円										
	8	15,478,565 円										
	9	6,834,624 円										
	10	15,429,325 円										
	11	29,289,785 円										
合計		171,542,396 円	163,882,396 円	0 円	0. %	163,882,396 円	100 %	0 円	%	0 円	%	

(1) 記載要領

- 「補助ブロック名」の欄は、補助金交付要綱別表1(附則第12条の適用を受ける事業者にあつては別表2)の名称を記載すること。
- 乗合バス事業の収益、実車走行キロについては、高速バス及び定期観光バス等を除き、費用については、高速バス及び定期観光バス並びに補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)における補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除くこと。
- 補助対象事業者の決算期間が補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)と相違している事業者にあつては、補助対象期間の仮決算を行い、その損益状況を損益状況欄に記載すること。
- 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)中の乗合バス(自家用有償運送)事業と他の事業を兼業している場合の関連収益及び費用の配分は、原則として、昭和52年5月17日付け自総第338号、自旅第151号、自貨第55号によること。
- 申請番号は、系統ごとに一連番号とすること。なお、1系統が2つ以上の補助ブロックにまたがる場合は、その比率に応じ低い方をカッコ書きの番号とすること。
- 地域キロ当たり標準経常費用は、補助ブロックを管轄する地方運輸局等が通知した数値によること。
- 計算上生じた単位未満の端数は切り捨てること。
- 「系統キロ程」、「補助ブロック外乗入部分のキロ程」及び「市区町村外乗入部分のキロ程」は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出し、往・復のキロ程が異なる系統については、平均値も記載すること。また、平均値の合計の欄については、往・復の合計の平均値ではなく、各申請系統の往・復の平均値の合計を記載すること。なお、循環系統については、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載する等、循環系統であることがわかるようにすること。
- 同一補助ブロック市区町村外乗入部分のキロ程の欄は、同一補助ブロック内における市区町村外乗入部分のキロ程を記載することとし、補助ブロックが異なる市区町村外乗入部分は「リ」に記載すること。
- 「補助ブロック外乗入部分及び市区町村外乗入部分以外のキロ程の比率(ル)」については、%以下第3位(小数点第4位切り捨て)まで算出して記載すること。
- 「計画実車走行キロ」は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出して記載すること。
- 「補助対象経費」の欄は、「ソ」の金額を記載する(千円未満の端数は切り捨てること)。
- 「補助対象経費の1/2」の欄は、系統ごとに百円単位(0.1~0.9千円)まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。
- 「国庫補助上限額」の欄は、市区町村等が当該市区町村等に係る国庫補助上限額のうち、各事業者ごとに配分した額を記載すること。
- 「補助対象期間の前々年度(基準期間)の損益状況」、「基準期間の前年度の損益状況」、「基準期間の前々年度の損益状況」の欄は、消費税相当額を控除した額を記載すること。
- 「補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益(リ)」の欄は、基準期間の各系統におけるキロ当たり経常収益の実績により算出すること。なお、新設系統で基準期間の実績がない場合は、市区町村協議会等が算出する経常収益の見込額を記載すること。
- 「平均増減率」は%以下第2位(小数点第3位切り捨て)まで算出して記載すること。
- 「キロ当たり経常費用(ヘ)」の算出に当たり、再編特例により、「補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用(ニ)」を、基準期間における「補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用(シ)」の実績値とする場合には、「補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用(基準期間の前々年度)(a)」、「補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用(基準期間の前年度)(b)」及び「平均増減率(d)」は記載しないこと。

(2) 添付書類

- 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の前々年度(基準期間)に係る旅客自動車運送事業等報告規則第2条第2項の「事業報告書」(補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除く)及びこれに関連する必要な事項を記載した書類(関連書類)、並びに基準期間の前々年度、基準期間の前々年度に係る事業報告書及び関連書類(但し、前年度の補助対象期間に係る生活交通確保維持改善計画の添付書類として既に提出している場合は、基準期間の前年度及び基準期間の前々年度に係る事業報告書及び関連書類の添付を省略することができる。)

表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

【平成28・29・30年度】

市町村名	糸島市
------	-----

(単位:人)

	人口
人口集中地区以外	49,149
交通不便地域	162

交通不便地域の内訳

人口	対象地区	根拠法
162人	志摩姫島	離島振興法

国庫補助上限額の算定

対象人口	算定式	国庫補助上限額
49,149	対象人口 × 150円 × 0.7 + 250万円	7,660

(1) 記載要領

1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する事業年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。
なお、実施要領等で別に定める場合は、それによること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
3. 「交通不便地域」の欄は、過疎地域自立促進特別措置法に基づく過疎地域(過疎地域とみなされる市町村、過疎とみなされる区域を含む。)、離島振興法に基づく離島振興対策実施地域、半島振興法に基づく半島振興対策実施地域、山村振興法に基づく振興山村に該当する地域の人口及び実施要領(2.(1))に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口の合計(重複する場合を除く)を記載すること。
4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が上記3.に掲げる法律(根拠法)に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。

(2) 添付書類

1. 人口集中地区以外の地区及び交通不便地域の区分が分かる地図
(ただし、全域が交通不便地域となる場合には省略可)

表6 車両の取得計画の概要

【平成29年度】

都道府県 (市区町村)	バス事業者等名	補助対象車両数	車両減価償却費等に要する国庫補助額(千円)
糸島市	昭和自動車株式会社	4台	5,325

【平成30年度】

都道府県 (市区町村)	バス事業者等名	補助対象車両数	車両減価償却費等に要する国庫補助額(千円)
糸島市	昭和自動車株式会社	4台	5,199

【平成31年度】

都道府県 (市区町村)	バス事業者等名	補助対象車両数	車両減価償却費等に要する国庫補助額(千円)
糸島市	昭和自動車株式会社	4台	2,138

表7 車両の取得を行う事業者(車両減価償却費等国庫補助金)

事業者名 昭和自動車株式会社

1. 車両取得の概要

初年度(平成 29 年度)

補助ブロック名	申請番号	確保維持路線名称又は区間	確保維持費国庫補助金申請番号	車両の種別			乗車定員(人)	車両の長さ(m)	購入等予定年月	購入等の種別(現金、割賦、リース)
北九州	1			ノンステップ						

【購入車両減価償却費】

事業者の減価償却方法(定率法or定額法)

申請番号	実費購入予定費(円)*消費税を除く				実費購入予定費合計額から備忘価格を控除した額(円) ニ-1円=ホ	ホと限度額のうちの少ない方の額(円) ハ	普通償却限度額(円) (定率法) △×(0.5or0.4)=ト (定額法)△×0.2=ト	特別償却額(円) チ	償却限度額(円) ト+チ=ヌ	事業者償却額(円) ル	ヌとルのうち少ない方の額(円) ヲ	償却期間(月) ワ	補助対象経費 ヲ×ワ÷12(月)=カ	国庫補助金内定申請額(千円) カ×1/2=コ	*残存価格(円) ハ-カ=ク
	車両価格 イ	附属品価格 ロ	改造費 ハ	合計 イ+ロ+ハ=ニ											
1				0		0	0	0	0		円		0 円	0.0	0
				0		0	0	0	0		円		0 円	0.0	0
計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0 千円	0	0

【車両購入金融費用】

事業者の返済方法(元利均等or元金均等)

申請番号	金融費用補助対象額(円) ハの額以内	償還期間(月)	借入利率(% 年利) レ	レと2.5%のうち低い方の率(%) ロ	補助対象経費 ツ	国庫補助金内定申請額(千円) ツ×1/2=ネ
1				0.00%	円	0.0
				0.00%	円	0.0
計	0				0 千円	0

【所要経費】

補助対象経費(千円) カ+ツ	国庫補助金内定申請額(千円) コ+ネ
0	0

【負担者とその負担割合】

補助ブロック名 申請番号	負担者とその負担割合								「その他の者」の 具体的概要
	都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		
	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	
北九州	円	.%	円	.%	円	.%	円	.%	
	円	.%	円	.%	円	.%	円	.%	
合計	円	.%	円	0	円	0	円	.%	

2年目以降(平成 29 年度)

補助ブロック名	申請番号	確保維持路線名称又は区間	確保維持費国庫補助金申請番号	
			当該年度	初年度
北九州	1	前原今宿線	7	7
北九州	2	市街地循環線	11	11
北九州	3	市街地循環線	11	11
北九州	4	九大線(波多江経由)	8	8

【購入車両減価償却費】

事業者の減価償却方法(定率法or定額法) 法令で認められた場合を除き、年度間での変更不可

定額法

申請番号	補助対象限度額(円)	残存価額(円)	普通償却限度額(円)	特別償却額(円)	償却限度額(円)	事業者償却額(円)	/とオのうち少ない方の額(円)	償却期間(月)	補助対象経費 ク×ヤ÷12(月)=マ (最終年度)ク=マ	国庫補助金 内定申請額(千円) マ×1/2=ケ	* 残存価格 (円) ラ-マ=フ
	初年度への額=ナ	前年度7(2年目のみ) ク)の額=ラ	(定率法) ラ×(0.5or0.4)=△ (定額法)ナ×0.2=△								
1	11,673,760	5,058,630	2,334,752	0	2,334,752	2,334,752	2,334,752	12	2,334,752 円	1,167.3	2,723,878
2	11,673,760	5,058,630	2,334,752	0	2,334,752	2,334,752	2,334,752	12	2,334,752 円	1,167.3	2,723,878
3	11,673,760	5,058,630	2,334,752	0	2,334,752	2,334,752	2,334,752	12	2,334,752 円	1,167.3	2,723,878
4	15,000,000	11,000,000	3,000,000	0	3,000,000	3,000,000	3,000,000	12	3,000,000 円	1,500.0	8,000,000
計	50,021,280	26,175,890	10,004,256	0	10,004,256	10,004,256	10,004,256	48	10,004 千円	5,001.0	16,171,634

【車両購入金融費用】

事業者の返済方法(元利均等or元金均等)

元利均等

申請番号	金融費用補助対象額(円) ナの額以内=コ	償還期間(月)	今年度償還回数		借入利率(%) 年利 エ	Iと2.5%のうち 低い方の率(%) テ	補助対象経費 ア	国庫補助金 内定申請額(千円) ア×1/2=サ
			(自)	(至)				
1	5,433,900	12	34	45	4.82%	2.50%	135,847 円	67.9
2	5,433,900	12	34	45	4.82%	2.50%	135,847 円	67.9
3	5,433,900	12	34	45	4.82%	2.50%	135,847 円	67.9
4	11,000,000	12	17	28	2.50%	2.50%	240,970 円	120.4
計	27,301,700						648 千円	324

【所要経費】

補助対象経費(千円) マ+ア	国庫補助金 内定申請額(千円) ケ+サ
10,652	5,325

【負担者とその負担割合】

補助ブロック名	申請番号	負担者とその負担割合								
		都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		"その他の者"の 具体的概要
		負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	
円	%	円	%	円	%	円	%			
円	%	円	%	円	%	円	%			
合計		円	%	円	0	円	0	円	%	

表7 車両の取得を行う事業者(車両減価償却費等国庫補助金)

事業者名 昭和自動車株式会社

1. 車両取得の概要

初年度(平成30年度)

補助ブロック名	申請番号	確保維持路線名称又は区間	確保維持費国庫補助金申請番号	車両の種別			乗車定員(人)	車両の長さ(m)	購入等予定年月	購入等の種別 (現金、割賦、リース)
北九州	1			ノンステップ						

【購入車両減価償却費】

事業者の減価償却方法(定率法or定額法)

申請番号	実費購入予定費(円)*消費税を除く				実費購入予定費合計額から備忘価格を控除した額(円) ニ-1円=ホ	ホと限度額のうち少ない方の額(円) ハ	普通償却限度額(円) (定率法) △×(0.5or0.4)=ト (定額法)△×0.2=ト	特別償却額(円) チ	償却限度額(円) ト+チ=ヌ	事業者償却額(円) ル	ヌとルのうち少ない方の額(円) ヲ	償却期間(月) ワ	補助対象経費 ヲ×ワ÷12(月)=カ	国庫補助金内定申請額(千円) カ×1/2=コ	*残存価格(円) ハ-カ=ク
	車両価格 イ	附属品価格 ロ	改造費 ハ	合計 イ+ロ+ハ=ニ											
1				0		0	0	0	0		円		0 円	0.0	0
				0		0	0	0	0		円		0 円	0.0	0
計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0 千円	0	0

【車両購入金融費用】

事業者の返済方法(元利均等or元金均等)

申請番号	金融費用補助対象額(円) ハの額以内	償還期間(月)	借入利率(%) 年利 レ	レと2.5%のうち低い方の率(%) ロ	補助対象経費 ツ	国庫補助金内定申請額(千円) ツ×1/2=ネ
1				0.00%	円	0.0
				0.00%	円	0.0
計	0				0 千円	0

【所要経費】

補助対象経費(千円) カ+ツ	国庫補助金内定申請額(千円) コ+ネ
0	0

【負担者とその負担割合】

補助ブロック名	申請番号	負担者とその負担割合								「その他の者」の 具体的概要
		都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		
		負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	
北九州		円	.%	円	.%	円	.%	円	.%	
		円	.%	円	.%	円	.%	円	.%	
合計		円	.%	円	0	円	0	円	.%	

2年目以降(平成 30 年度)

補助ブロック名	申請番号	確保維持路線名称又は区間	確保維持費国庫補助金申請番号	
			当該年度	初年度
北九州	1	前原今宿線	7	7
北九州	2	市街地循環線	11	11
北九州	3	市街地循環線	11	11
北九州	4	九大線(波多江経由)	8	8

【購入車両減価償却費】

事業者の減価償却方法(定率法or定額法) 法令で認められた場合を除き、年度間での変更不可

定額法

申請番号	補助対象限度額(円)	残存価額(円)	普通償却限度額(円)	特別償却額(円)	償却限度額(円)	事業者償却額(円)	/とオのうち少ない方の額(円)	償却期間(月)	補助対象経費 ク×ヤ÷12(月)=マ (最終年度)ク=マ	国庫補助金 内定申請額(千円) マ×1/2=ケ	* 残存価格 (円) ラ-マ=フ
	初年度への額=ナ	前年度7(2年目のみ) ク)の額=ラ	(定率法) ラ×(0.5or0.4)=△ (定額法)ナ×0.2=△								
1	11,673,760	2,723,878	2,334,752	0	2,334,752	2,334,752	2,334,752	12	2,334,752 円	1,167.3	389,126
2	11,673,760	2,723,878	2,334,752	0	2,334,752	2,334,752	2,334,752	12	2,334,752 円	1,167.3	389,126
3	11,673,760	2,723,878	2,334,752	0	2,334,752	2,334,752	2,334,752	12	2,334,752 円	1,167.3	389,126
4	15,000,000	8,000,000	3,000,000	0	3,000,000	3,000,000	3,000,000	12	3,000,000 円	1,500.0	5,000,000
計	50,021,280	16,171,634	10,004,256	0	10,004,256	10,004,256	10,004,256	48	10,004 千円	5,001.0	6,167,378

【車両購入金融費用】

事業者の返済方法(元利均等or元金均等)

元利均等

申請番号	金融費用補助対象額(円) ナの額以内=コ	償還期間(月)	今年度償還回数		借入利率(%) 年利 エ	Iと2.5%のうち低い方の率(%) テ	補助対象経費 ア	国庫補助金 内定申請額(千円) ア×1/2=サ
			(自)	(至)				
1	3,056,488	12	46	57	3.72%	2.50%	76,412 円	38.2
2	3,056,488	12	46	57	3.72%	2.50%	76,412 円	38.2
3	3,056,488	12	46	57	3.72%	2.50%	76,412 円	38.2
4	8,000,000	12	29	40	2.50%	2.50%	167,942 円	83.9
計	17,169,464						397 千円	198

【所要経費】

補助対象経費(千円) マ+ア	国庫補助金 内定申請額(千円) ケ+サ
10,401	5,199

【負担者とその負担割合】

補助ブロック名	申請番号	負担者とその負担割合								"その他の者"の 具体的概要
		都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		
		負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	
		円	%	円	%	円	%	円	%	
		円	%	円	%	円	%	円	%	
合計		円	%	円	0	円	0	円	%	

表7 車両の取得を行う事業者(車両減価償却費等国庫補助金)

事業者名 昭和自動車株式会社

1. 車両取得の概要

初年度(平成31年度)

補助ブロック名	申請番号	確保維持路線名称又は区間	確保維持費国庫補助金申請番号	車両の種別			乗車定員(人)	車両の長さ(m)	購入等予定年月	購入等の種別(現金、割賦、リース)
北九州	1			ノンステップ						

【購入車両減価償却費】

事業者の減価償却方法(定率法or定額法)

申請番号	実費購入予定費(円)*消費税を除く				実費購入予定費合計額から備忘価格を控除した額(円) ニ-1円=ホ	ホと限度額のうちの少ない方の額(円) ハ	普通償却限度額(円) (定率法) △×(0.5or0.4)=ト (定額法)△×0.2=ト	特別償却額(円) チ	償却限度額(円) ト+チ=ヌ	事業者償却額(円) ル	ヌとルのうち少ない方の額(円) ヲ	償却期間(月) ワ	補助対象経費 ヲ×ワ÷12(月)=カ	国庫補助金内定申請額(千円) カ×1/2=コ	*残存価格(円) ハ-カ=ク
	車両価格 イ	附属品価格 ロ	改造費 ハ	合計 イ+ロ+ハ=ニ											
1				0		0	0	0	0		円		0 円	0.0	0
				0		0	0	0	0		円		0 円	0.0	0
計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0 千円	0	0

【車両購入金融費用】

事業者の返済方法(元利均等or元金均等)

申請番号	金融費用補助対象額(円) ハの額以内	償還期間(月)	借入利率(%) 年利 レ	レと2.5%のうち低い方の率(%) ロ	補助対象経費 ツ	国庫補助金内定申請額(千円) ツ×1/2=ネ
1				0.00%	円	0.0
				0.00%	円	0.0
計	0				0 千円	0

【所要経費】

補助対象経費(千円) カ+ツ	国庫補助金内定申請額(千円) コ+ネ
0	0

【負担者とその負担割合】

補助ブロック名	申請番号	負担者とその負担割合								「その他の者」の 具体的概要
		都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		
		負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	
北九州		円	.%	円	.%	円	.%	円	.%	
		円	.%	円	.%	円	.%	円	.%	
合計		円	.%	円	0	円	0	円	.%	

2年目以降(平成 31 年度)

補助ブロック名	申請番号	確保維持路線名称又は区間	確保維持費国庫補助金申請番号	
			当該年度	初年度
北九州	1	前原今宿線	7	7
北九州	2	市街地循環線	11	11
北九州	3	市街地循環線	11	11
北九州	4	九大線(波多江経由)	8	8

【購入車両減価償却費】

事業者の減価償却方法(定率法or定額法) 法令で認められた場合を除き、年度間での変更不可

定額法

申請番号	補助対象限度額(円)	残存価額(円)	普通償却限度額(円)	特別償却額(円)	償却限度額(円)	事業者償却額(円)	/とオのうち少ない方の額(円)	償却期間(月)	補助対象経費 ク×ヤ÷12(月)=マ (最終年度)ク=マ	国庫補助金 内定申請額(千円) マ×1/2=ケ	* 残存価格 (円) ラ-マ=フ
	初年度への額=ナ	前年度7(2年目のみ) ク)の額=ラ	(定率法) ラ×(0.5or0.4)=△ (定額法)ナ×0.2=△								
1	11,673,760	389,126	389,126	0	389,126	389,126	389,126	12	389,126 円	194.5	0
2	11,673,760	389,126	389,126	0	389,126	389,126	389,126	12	389,126 円	194.5	0
3	11,673,760	389,126	389,126	0	389,126	389,126	389,126	12	389,126 円	194.5	0
4	15,000,000	5,000,000	3,000,000	0	3,000,000	3,000,000	3,000,000	12	3,000,000 円	1,500.0	2,000,000
計	50,021,280	6,167,378	4,167,378	0	4,167,378	4,167,378	4,167,378	48	4,167 千円	2,083.0	2,000,000

【車両購入金融費用】

事業者の返済方法(元利均等or元金均等)

元利均等

申請番号	金融費用補助対象額(円) ナの額以内=コ	償還期間(月)	今年度償還回数		借入利率(%) 年利 エ	Iと2.5%のうち 低い方の率(%) テ	補助対象経費 ア	国庫補助金 内定申請額(千円) ア×1/2=サ
			(自)	(至)				
1	618,955	12	58	60	0.95%	0.95%	5,880 円	2.9
2	618,955	12	58	60	0.95%	0.95%	5,880 円	2.9
3	618,955	12	58	60	0.95%	0.95%	5,880 円	2.9
4	5,000,000	12	41	52	2.50%	2.50%	93,025 円	46.5
計	6,856,865						110 千円	55

【所要経費】

補助対象経費(千円) マ+ア	国庫補助金 内定申請額(千円) ケ+サ
4,277	2,138

【負担者とその負担割合】

補助ブ ロック 名	申請 番号	負担者とその負担割合								"その他の者"の 具体的概要
		都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		
		負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	
		円	%	円	%	円	%	円	%	
		円	%	円	%	円	%	円	%	
合計		円	%	円	0	円	0	円	%	